

# 第3次横須賀市財政基本計画

～財政状況と今後の財政収支見通し～

平成30年(2018年)2月

横 須 賀 市

## 第3次横須賀市財政基本計画 ～財政状況と今後の財政収支見通し～

### 目 次

序章	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	2
3 計画期間	2
4 構成	2
第1章 現在の財政状況	3
1 歳出（支出）の推移	3
2 歳入（収入）の推移	9
3 財政調整基金等からの取崩額の推移	17
4 市債借入額と借入残高の推移	19
5 国の基準でみた本市の財政状況	24
6 人口の推移と見込み	26
7 財政状況の総括（1～6のまとめ）	28
第2章 財政運営の方針	30
1 財政運営の方針	31
第3章 財政収支見通し	38
1 今後4年間（平成30～33年度）の財政収支見通し	38
2 中長期（平成34～39年度）の財政収支見通し	46
3 財政運営の指標	54
終章	61
資料編	63

#### 《年号表記について》

今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性および分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。

なお、西暦との対応関係は以下のとおりです。

平成30年度（2018年度）	平成35年度（2023年度）
平成31年度（2019年度）	平成36年度（2024年度）
平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
平成33年度（2021年度）	平成38年度（2026年度）
平成34年度（2022年度）	平成39年度（2027年度）

# 序章

## 1 計画策定の目的

横須賀市では、毎年度の予算編成にあたり、その会計年度中の支出に対し、その年度中の収入が不足するため、不測の事態等に備えた貯金である「財政調整基金」を取り崩すことで収入不足を補う状況が続いています。

今後も高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加などが進むことで、さらに財政状況が厳しくなると予測しています。

このような状況に対応するため、本市では、これまで2期（平成23～25年度および平成26～29年度）にわたり財政基本計画を策定して、財政規律の堅持と投資のバランスを図り、安定した財政運営を計画的に行っていくことを目指してきました。

ただ、本市の現状に目を向けると、人口の減少が続き、まち全体に停滞感、閉塞感が広がり、かつてのにぎわいや活気が失われています。

こうした現状を打破していくためには、これまでのように財政状況の厳しさを理由に緊縮志向の財政運営を行うのではなく、必要な施策に対しては重点的に、かつスピード感を持って予算配分していく積極的な財政運営への転換が必要です。

今後の財政運営は、限られた財源の中で可能な施策を行うという発想ではなく、重点配分すべき施策を定め、その施策を実行していくために、あらゆる手段で財源を生み出していくという考え方に転換しなくてはなりません。

「第3次横須賀市財政基本計画」は、財政運営の指針となるものです。

現在の財政状況を改めて分析したうえで、今後重点投資する分野と財源確保についての方針を位置づけます。

そして、こうした方針に基づく積極的な財政運営の結果、短期（今後4年間）、および中長期（今後10年間）にどのような財政収支となるかを予測し、あわせて、計画期間中の財政状況を把握するための指標を設定していきます。

## 2 計画の対象

財政基本計画は、地方自治体の基本的な行政経費を計上している「一般会計」を対象とします。

ただし、一般会計が負担している他の会計の経費や、会計を超えて取り組む内容については「特別会計」や「企業会計」も計画の対象としています。

## 3 計画期間

計画期間は、横須賀再興プラン（横須賀市実施計画 2018～2021）の計画期間と合わせ、平成 30 年度（2018 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 4 年間とします。

ただし、大幅な社会経済状況の変化や国等の制度改正により、本市の財政運営に大きな影響が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 4 構成

財政基本計画は 3 つの章で構成しています。

第 1 章では、現在の財政状況を分析しました。

第 2 章では、第 1 章での財政状況分析を踏まえた今後の財政運営の方針を定めました。

第 3 章では、第 2 章で定めた方針に沿って財政運営を行っていった場合の将来の財政収支（平成 30 年度（2018 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 4 年間と、平成 34 年度（2022 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 6 年間）を推計しました。

また、今後の財政運営が、財政収支見通しで想定したものに合っているか把握していくために、目安となる財政指標を設定しました。

### 《用語解説》

一般会計：市税収入等を財源として、福祉、教育、道路など市の基礎的な行政サービスを経理する会計

特別会計：国民健康保険、介護保険など、主に特定の料金収入を財源として、一般会計と分けて運営する会計

企業会計：水道、下水道、病院など、独立採算で一般の企業と同様の経理を行う会計

# 第1章 現在の財政状況

近年、本市の財政は、単年度の収入だけではその年度に必要な支出を賄うことができない状況が続いていて、毎年度の予算編成では、財政調整基金という貯金を取り崩して収入の不足分を補てんしています。

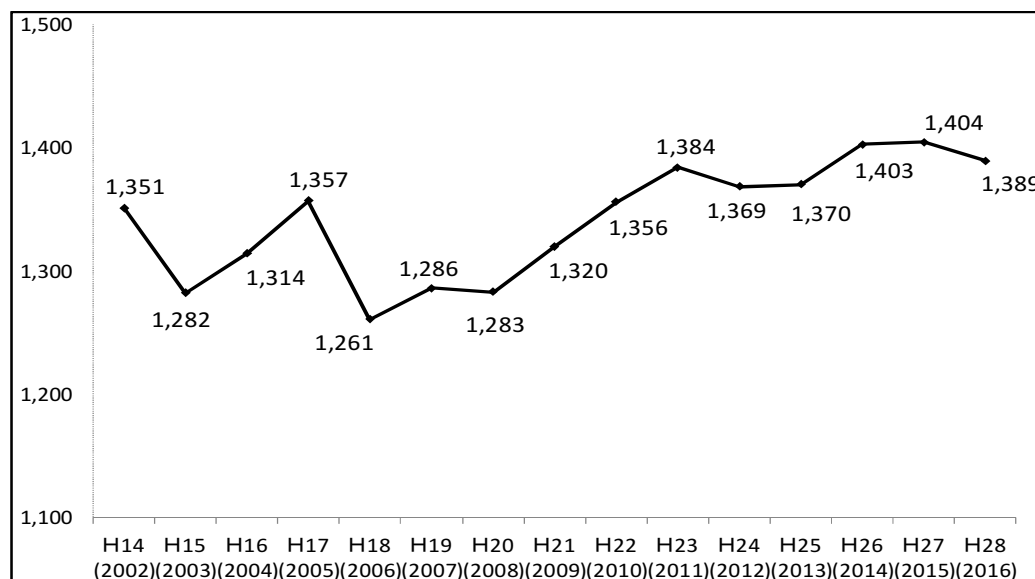
第1章では、平成14年度以降（15年間）の財政状況の推移について、歳出（支出）、歳入（収入）、財政調整基金（貯金）、市債（借入金）の4つの視点に加え、人口の推移と見込みからも分析しました。

## 1 歳出（支出）の推移 = 社会保障費の増加 =

本市の歳出決算額は、平成14年度以降、国の制度改正の影響などにより増減があるものの、平成21年度まではおおむね総額1,300億円前後で推移していました。平成22年度以降は、子ども手当（現在の児童手当）が創設されたことで規模が拡大し、1,400億円前後の範囲で推移しています。（図1）

しかし、その内訳を見ると、使い道（性質別）は大きく変化しています。

図1 歳出決算額の推移 (単位 億円)



※平成14年度は借換債（38億円）、平成21年度は定額給付金（69億円）、平成26年度は臨時福祉給付金（9億円）および子育て世帯臨時特例給付金（5億円）、平成27年度は臨時福祉給付金（6億円）および子育て世帯臨時特例給付金（2億円）、平成28年度は臨時福祉給付金（17億円）および土地開発基金の廃止に伴う償還金、積立金（42億円）にかかる経費をそれぞれ除く決算額

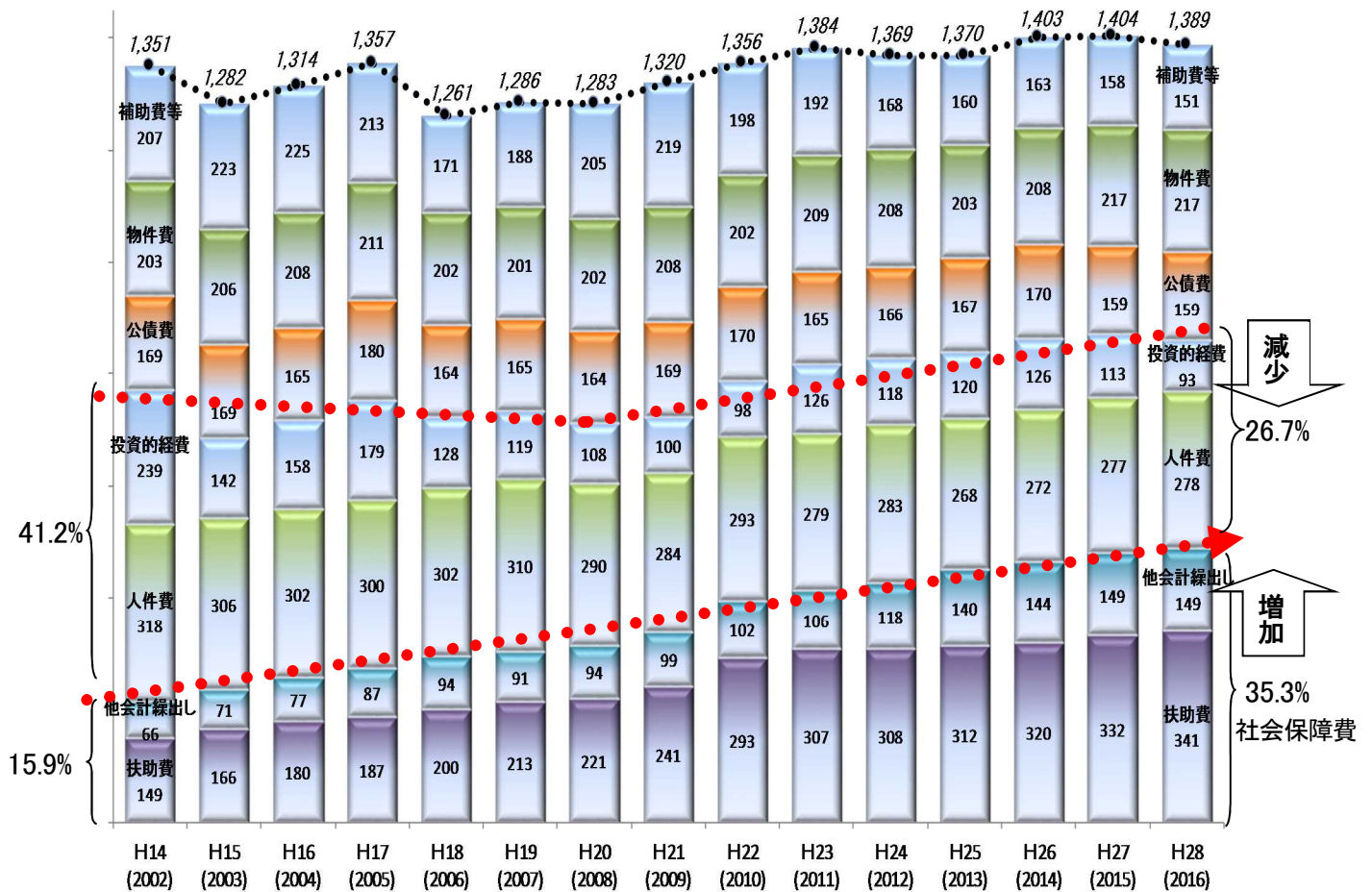
## (1) 使い道（性質別歳出）の比較

図2は、歳出決算額の推移を表したグラフで、使い道（性質別歳出）がどのように変化してきたのかを示したものです。

平成14年度と平成28年度を比べてみると、歳出全体のうち人件費および投資的経費の占める割合が41.2%から26.7%へ減少している一方で、社会保障費（扶助費・他会計繰出し）の占める割合が15.9%から35.3%へ約2.2倍に増加しています。

図2 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債(38億円)、平成21年度は定額給付金(69億円)、平成26年度は臨時福祉給付金(9億円)および子育て世帯臨時特例給付金(5億円)、平成27年度は臨時福祉給付金(6億円)および子育て世帯臨時特例給付金(2億円)、平成28年度は臨時福祉給付金(17億円)および土地開発基金の廃止に伴う償還金、積立金(42億円)にかかる経費をそれぞれ除く決算額

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

社会保障費とは、一般に福祉、医療、年金に要する経費のことを言いますが、このうち市が支出するのは、主に福祉と医療に係る費用です。

これらの費用には、生活に困っている人や障害者などを支援する「扶助費」と、国民健康保険や介護保険などを運営する特別会計に対して一般会計から負担する「他会計繰出し」があります。

この扶助費と他会計繰出しを合わせた本市の社会保障費は、高齢化が進んでいることや子ども・子育て施策の充実によって年々増加しています。

社会保障費の増加のうち、高齢化の進展によるものは、その要因が社会構造的なものであるため、市が自らの意思でコントロールすることが難しい部分だといえます。

一方、人件費、投資的経費は減少傾向にあります。

人件費の減少は、これまで市が行財政改革に積極的に取り組み、組織のスリム化や人員削減を図ってきた成果が表れてきたものです。

また投資的経費が減少した理由は、これまでに市民生活に必要な施設やインフラの整備を進めてきたことで、これらの施設等が充実し、新たな大型建設事業が減少してきたことにあります。

人件費や投資的経費は、社会保障費と比べ、市が自らの意思でコントロールしやすい経費といえます。

歳出総額が社会保障費の増加ほどには増えていないことを考えると、コントロールが難しい社会保障費の増加を、人件費や投資的経費などを削減することで賄ってきたと言えます。

#### 《用語解説》

投資的経費：

道路、学校、公園など将来にわたり活用できる社会資本（施設等）を整備するための経費

公債費（通常債）：

施設の建設等の財源として借り入れた市債（借入金）の返済経費

公債費（臨時財政対策債等）：

地方交付税の振替として借り入れた臨時財政対策債等の市債（借入金）の返済経費

他会計繰出し：

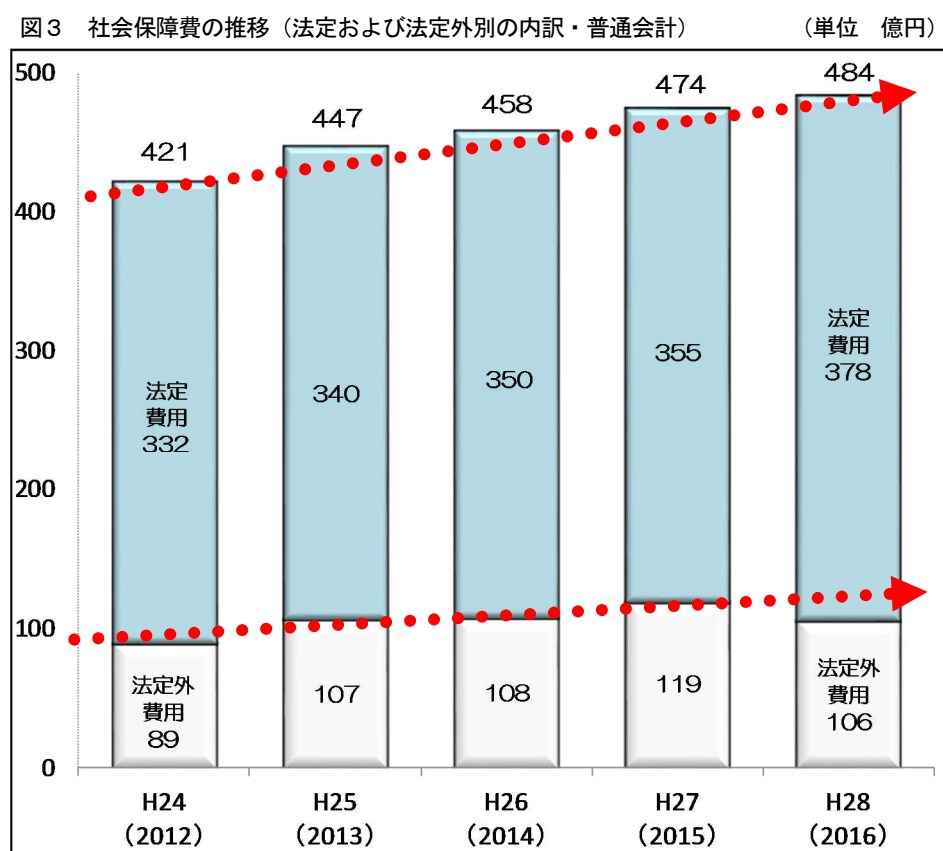
特別会計や企業会計に対して一般会計から支払われる現金で、特別会計や企業会計の収入だけでは採算が取れない部分等について一般会計が負担する。

国民健康保険、介護保険等に対する「社会保障系」と、下水道事業等に対する「その他」に分類している。

## (2) 社会保障費の状況

### ① 法定・法定外費用別の内訳

図3は、平成24年度から平成28年度まで5年間の社会保障費の推移を表したグラフで、市が法令等に基づき支出することが義務付けられている費用（以下、「法定費用」という。）と、市独自の意思で支出している費用（以下、「法定外費用」という。）に分けて比較したものです。



※法定費用は、扶助費のうち国が地方と共同責任をもつ国庫負担金事業分と、他会計繰出しのうち法定繰出金の合計額

※法定外費用は、全体から法定費用を除いた額

※平成26年度は臨時福祉給付金(8億円)および子育て世帯臨時特例給付金(4億円)、平成27年度は臨時福祉給付金(4億円)および子育て世帯臨時特例給付金(1億円)、平成28年度は臨時福祉給付金(14億円)に係る経費をそれぞれ除く決算額

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

グラフ上段の「法定費用」の増加額は46億円（平成24年度332億円→平成28年度378億円）で、この主な内訳は、障害者福祉などの扶助費、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療など他会計への繰出金などであり、高齢化の進展にあわせて義務的な支出が増加していることが分かります。



また、加えて平成 28 年度は子ども・子育て支援新制度の影響もあり、平成 27 年度と比べ 23 億円（平成 27 年度 355 億円→平成 28 年度 378 億円）の増となっていて、こうした国の制度改正も社会保障費増加の大きな要因となっています。

一方、グラフ下段の「法定外費用」については、17 億円（平成 24 年度 89 億円→平成 28 年度 106 億円）の増加となっていて、平成 25 年度以降、国民健康保険特別会計（以下、「国保会計」という。）への繰出しが増えたことと、小児医療費助成の対象となる範囲を拡充してきたことが増加の大きな要因となっています。

なお、国保会計については、医療費などの支出の増加に、保険料や国からの補助金の収入が追いつかない状況となったことから、保険料の値上げでは賄いきれない部分を法定外の繰出しを増額することで補てんしたことによるものです。

## ② 分野別の内訳

次ページの図 4 は、社会保障費の推移を分野別に表したグラフです。増加の要因別に分野を分けると、児童手当や保育園の費用など「子育て支援策の充実」によって増加しているものと、高齢者福祉費や国民健康保険など「高齢化の進展」によって増加しているもの、生活保護や障害者福祉など「その他の要因」によって増加しているものの大きく 3 つに分けることができます。

「子育て支援策の充実」では、児童手当の制度改正による増に加え、小児医療費助成の拡充や子ども・子育て支援新制度への移行などにより児童福祉費が増えています。特に近年は、待機児童の多さが問題となっていて、本市でも保育定員を大きく増やしています。保育園の運営に要する経費は、市から主に扶助費を支出する仕組みであり、定員を増やしてきたことで、経費も増加している状況です。

「高齢化の進展」では、介護保険特別会計および後期高齢者医療特別会計への繰出金など高齢者福祉費が増加しています。また、国保会計への繰出金については、平成 25 年度以降、財源不足を補うために保険料の値上げと併せ法定外の繰出しを増額したことにより増加しています。

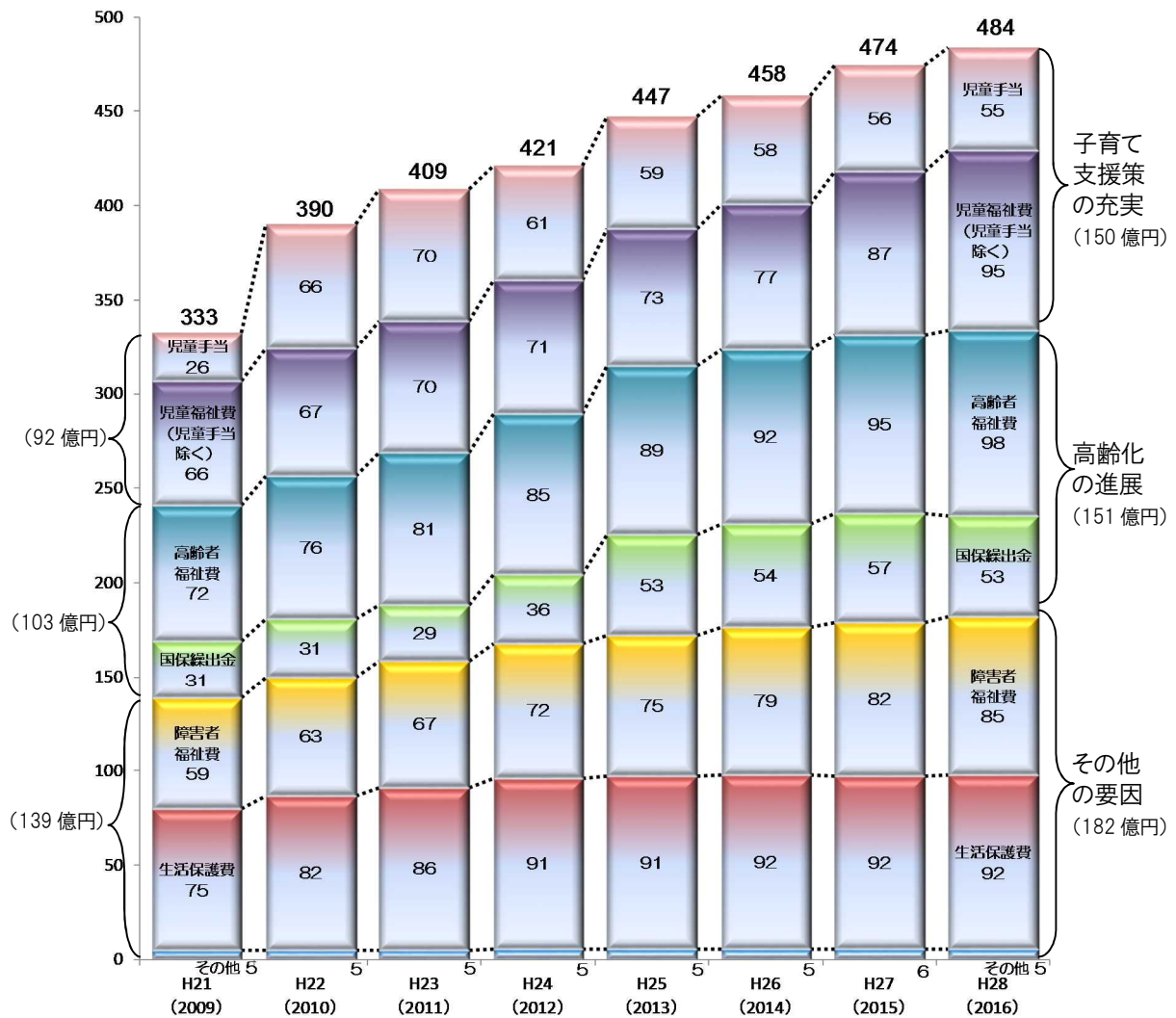
現在の保険制度は、国民健康保険には 74 歳までの方が加入し、75 歳以上の方は後期高齢者医療保険に加入することとなっています。高齢化の進展により、国保会計は医療費の支出が増加する一方、保険料収入が減少していて、平成 24 年度決算時点で大幅な財源不足を生じる見込みとなりました。この財源不足は本来、保険料の値上げで賄う仕組みですが、全てを保険料で賄うと保険料が高くなりすぎてしまうため、一般会計からの繰出金を増加させることとしました。

以後、金額は減少しているものの、それが平成 28 年度も続いています。

「その他の要因」では、障害者福祉費が、障害福祉サービスの利用増により増加しています。また、生活保護費は経済状況を反映して平成 24 年度まで増加傾向にあり、その後は現在まで同水準で推移しています。

図 4 社会保障費の推移（分野別内訳・普通会計）

（単位 億円）



※平成 26 年度は臨時福祉給付金(8億円)および子育て世帯臨時特例給付金(4億円)、平成 27 年度は臨時福祉給付金(4億円)および子育て世帯臨時特例給付金(1億円)、平成 28 年度は臨時福祉給付金(14 億円)に係る経費をそれぞれ除く決算額

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

## 2 歳入（収入）の推移 =財政運営の基幹となる歳入が減少=

市の歳入（収入）は、大きく2つに分類することができます。

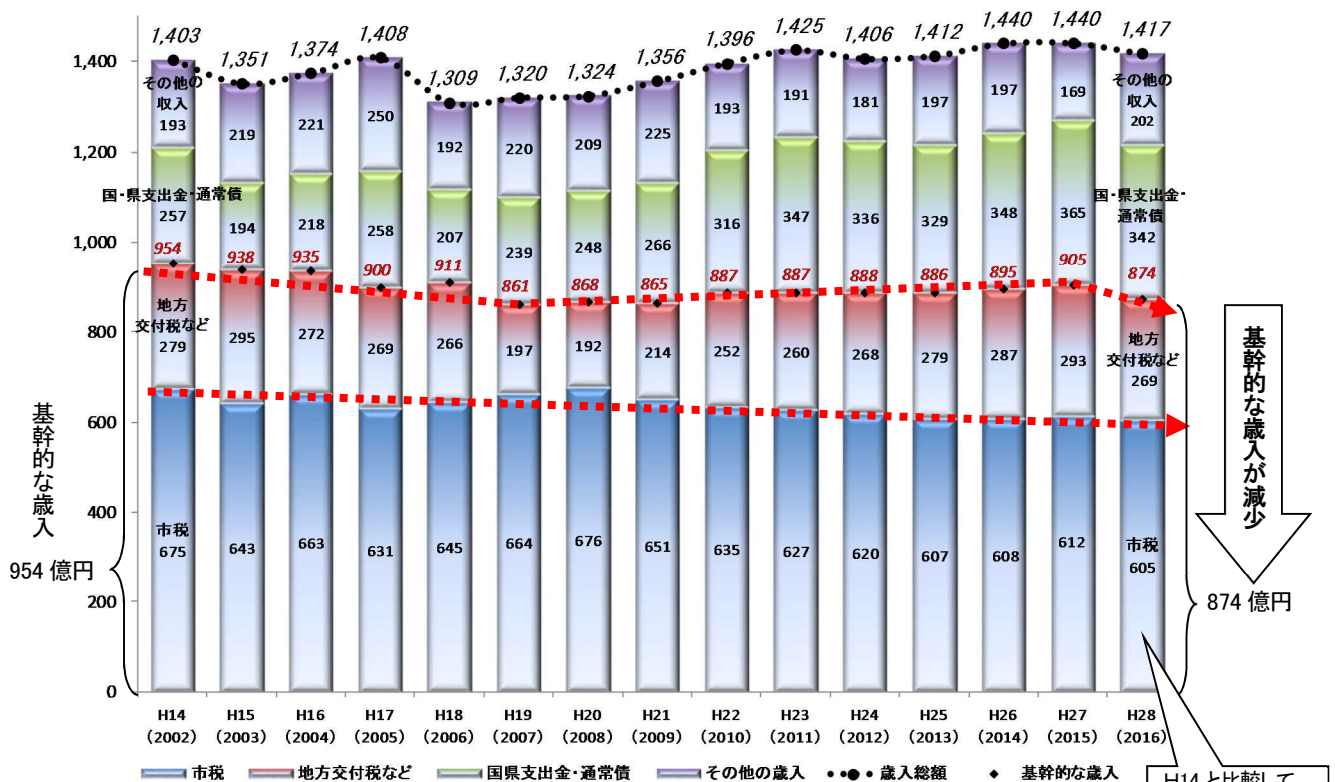
ひとつ目は、例えば市税のように、本市がその使い道を自由に決められる歳入です。もうひとつは、建設事業など特定の事業（歳出）の実施に伴って収入される国・県支出金や市債（通常債）のように、使い道が限定されている歳入です。前者の収入割合が高いほど、自由度の高い財政運営を行うことができます。

ここでは、使い道の自由な歳入の大部分を占める「市税」、「地方交付税（臨時財政対策債等含む）」、「地方譲与税」および「各種交付金」を「基幹的な歳入」として分類しています。

図5は、本市の「歳入総額」に占める「基幹的な歳入」と使途が限定された「国・県支出金」などの推移をグラフで表したものです。

図5 歳入決算額の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債（38億円）、平成21年度は定額給付金に係る国庫支出金（69億円）、平成26年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（10億円）および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫支出金（5億円）、平成27年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（6億円）および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫支出金（2億円）、平成28年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金（17億円）および土地開発基金の廃止に伴う繰入金（46億円）をそれぞれ除く決算額  
 ※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

本市の歳入決算額は、歳出と同様、平成 21 年度まではおおむね 1,300 億円台で推移していました。平成 22 年度以降は、子ども手当(現在の児童手当)が創設されたことで規模が拡大し、1,400 億円台で推移しています。

このうち「基幹的な歳入」は、平成 14 年度から平成 19 年度まで減少傾向にありましたが、平成 20 年度以降は微増に転じ、平成 27 年度には 9 年ぶりに 900 億円を回復しました。しかし、直近の平成 28 年度では 874 億円に大きく減少しました。平成 14 年度と平成 28 年度を比較した場合には、954 億円から 874 億円へ 80 億円(約 8%)の減収となっています。

### (1) 「基幹的な歳入」の推移

「基幹的な歳入」は、「市税」と「地方交付税など」に分けることができます。

「市税」は、市の歳入の根幹をなすものであり、市が納税者である市民や市内の企業などから直接収入することができる歳入です。

「地方交付税など」は、地方交付税に、いったん国や県が徴収した税を市町村に交付する地方譲与税と各種交付金などの歳入を合わせたものです。

平成 28 年度決算での「基幹的な歳入」874 億円の内訳は、市税収入が 605 億円(約 69%)、地方交付税(臨時財政対策債および減収補てん債を含む)が 188 億円(約 22%)で、この 2 つの収入で「基幹的な歳入」の約 91%を占めています。

ここでは、「基幹的な歳入」が減少している要因を、この 2 つの収入を中心に検証していきます。

#### 《用語解説》

- 歳入：会計年度中(4月1日から翌年3月31日まで)における市の全ての収入
- 歳出：会計年度中(4月1日から翌年3月31日まで)における市の全ての支出
- 財政調整基金：年度によって収入が大きく減少するなどの不測の事態に備える自治体の貯金
- 国・県支出金：市の収入源の一つで、国や県から市へ交付される補助金等の総称
- 市債：将来の収入で返済する前提で借りる市の借入金
- 通常債：市債のうち、道路、学校などの建設事業等を行う場合の借入金
- 市税：市が収入する税の総称。市民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税等がある。
- 地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するための国から地方への交付金
- 地方譲与税：便宜上国が徴収しているが、本来は地方の税財源であるため国から地方へ譲与する税。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。
- 各種交付金：県に収入された税の一部を市町村へ交付する交付金。地方消費税交付金等がある。
- 地方特例交付金：減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付される交付金
- 減収補てん債：地方交付税の計算上で理論的に見込まれた収入よりも実際の収入が少なかった場合に、その差を埋めるために、いったん地方自治体が借り入れる市債
- 一般財源：市の収入のうち、使い道を自由に決められる収入。市税、地方交付税等が主な一般財源である。

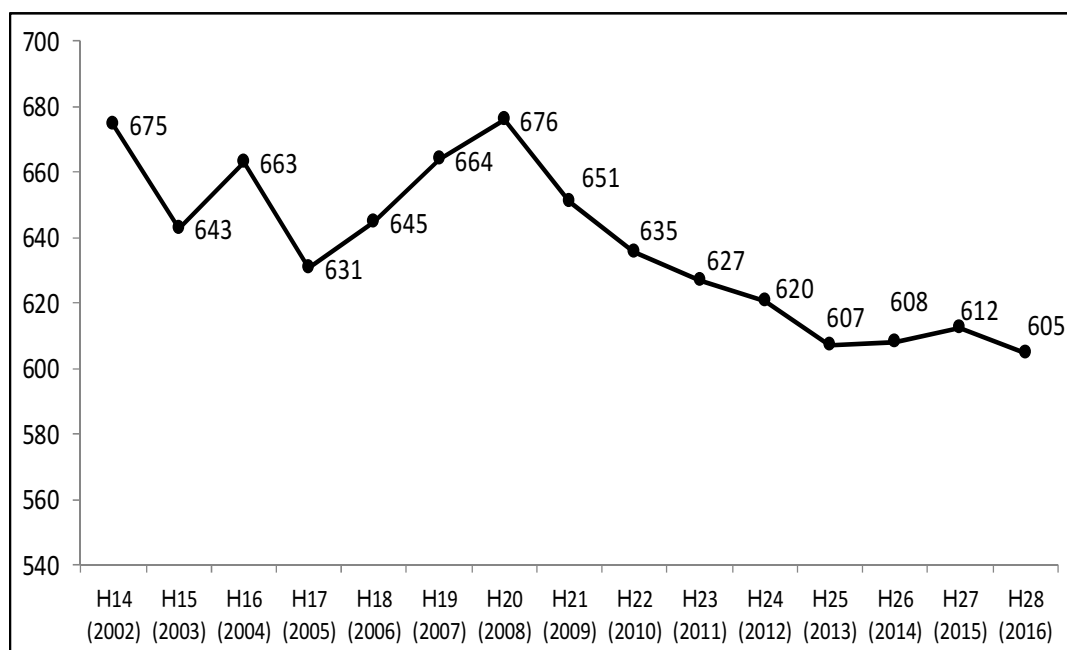
## ① 市税

図6は、市税収入全体の推移を表したグラフです。

市税の決算額は、税制改正の影響などにより増減を繰り返してきましたが、平成20年度以降は世界的な景気の低迷などにより、平成25年度まで減少が続きました。平成26年度以降は若干持ち直したものの、平成28年度には再び減少に転じ、平成14年度以降で最も少ない605億円となりました。

図6 市税収入額（決算）の推移

(単位 億円)



次ページの図7は、市税収入のうち、主な項目の推移をグラフで表したものです。

固定資産税は、地価の下落や設備投資の減少などを反映して減少傾向にあります。

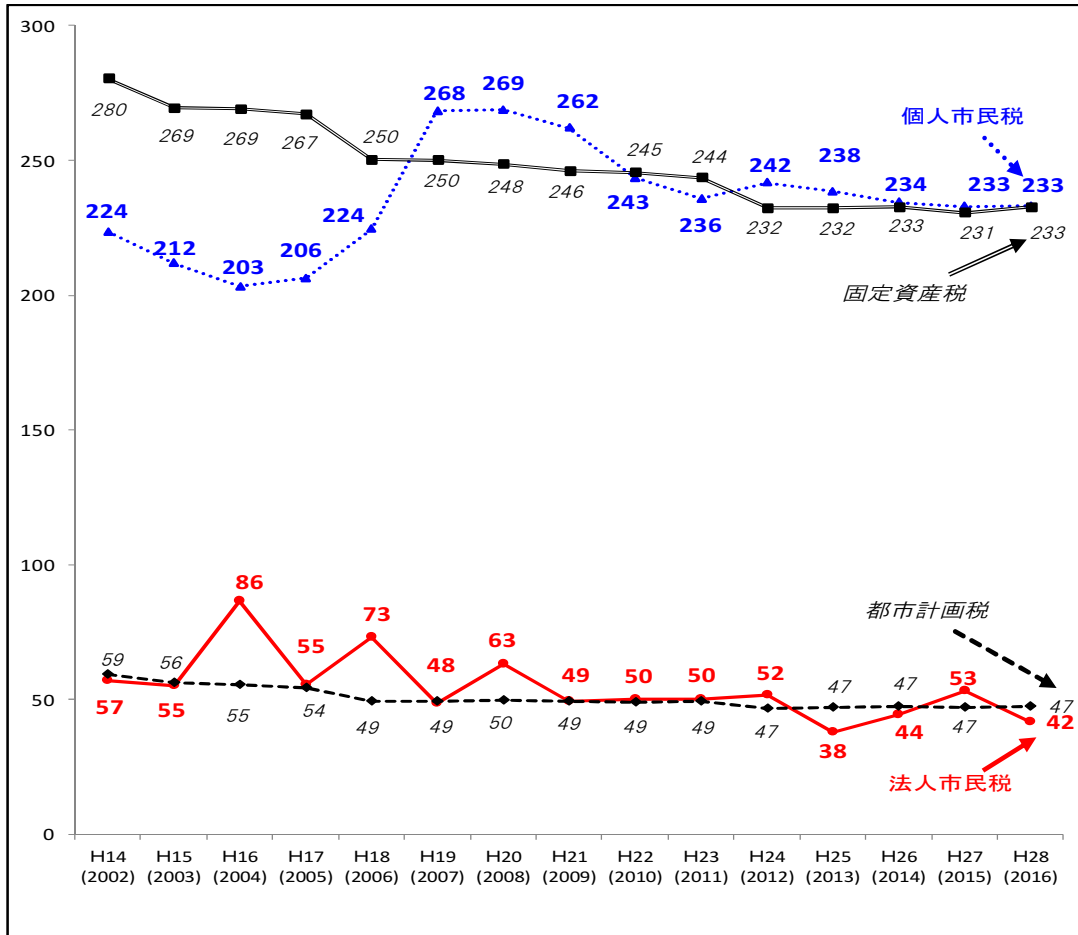
個人市民税は、平成17年度から平成19年度にかけて国から地方への税源移譲（所得税から住民税へ）など国の税制改正により増加しましたが、それ以降は平成20年度をピークに納税義務者数や所得総額の減少などにより減少傾向にあります。

平成24年度に若干増加している要因は、やはり税制改正（年少扶養控除の廃止）によるものです。

法人市民税は、景気の変動により増減していますが、全体としては減少傾向で推移しています。

図7 主な市税収入額（決算）の推移

(単位 億円)



《用語解説》

- 個人市民税：その年の1月1日に、市内に住所があり、その前年に所得があった個人にかかる税
- 法人市民税：市内に事務所、事業所、寮などがある法人にかかる税
- 固定資産税：その年の1月1日に、市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している個人および法人にかかる税
- 都市計画税：その年の1月1日に、市街化区域内に土地、家屋を所有している個人および法人にかかる税

## ② 地方交付税等

### ア 地方交付税とは

税には、所得税や酒税のように国に納められる税と、市民税や固定資産税のように地方自治体に納められる税があります。

国も地方自治体も税収入を基本として様々な施策を実施していますが、現在の税制度では、税収全体の約6割を国が、残りの約4割を地方自治体が収入する仕組みとなっています。

一方で、歳出の面では、国と地方の歳出総額のうち、約4割を国が支出し、残りの6割を地方自治体が支出するというように、税収入の国と地方の割合とは、ちょうど逆転した状況になっています。

このように、地方自治体が担う歳出の割合に反して、国に税収の多くが収入される仕組みであるため、多くの自治体は自らの税収入だけでは基礎的な行政サービスが提供できない状況にあります。

また、地方自治体の間でも大企業が立地するか否かなど、さまざまな条件の違いによって税収の格差が存在します。

こうした状況から、住んでいる自治体によって住民が受ける基礎的な行政サービスに差が生じることがないように、国が国税として収入した税の一部を地方自治体に再分配することで、国と地方の財源調整を行うとともに、地域間の財源の偏りを調整する役割を果たすのが、地方交付税制度です。

地方交付税は、その自治体が提供する標準的なサービスにかかる経費の見込みと、その自治体の収入見込みを比べ、収入見込みが少ない場合に交付されます。横須賀市も地方交付税の交付を受けています。

### イ 臨時財政対策債とは

地方交付税の財源である所得税や消費税などの国税収入は、景気の悪化などの影響を受けて減少するため、近年では国税収入だけでは国から地方へ交付するために必要な額が不足する状況となっています。

平成13年度以降、国はこうした不足分の一部を国と地方で折半して借り入れることとして、地方自治体が借り入れをした分は、後年度、地方が借入金を返済するのに合わせて、利息分を含めた返済に必要な額を地方交付税に

上乗せして補てんする制度を運用しています。この制度の下で借り入れる地方の借金を「臨時財政対策債」といいます。

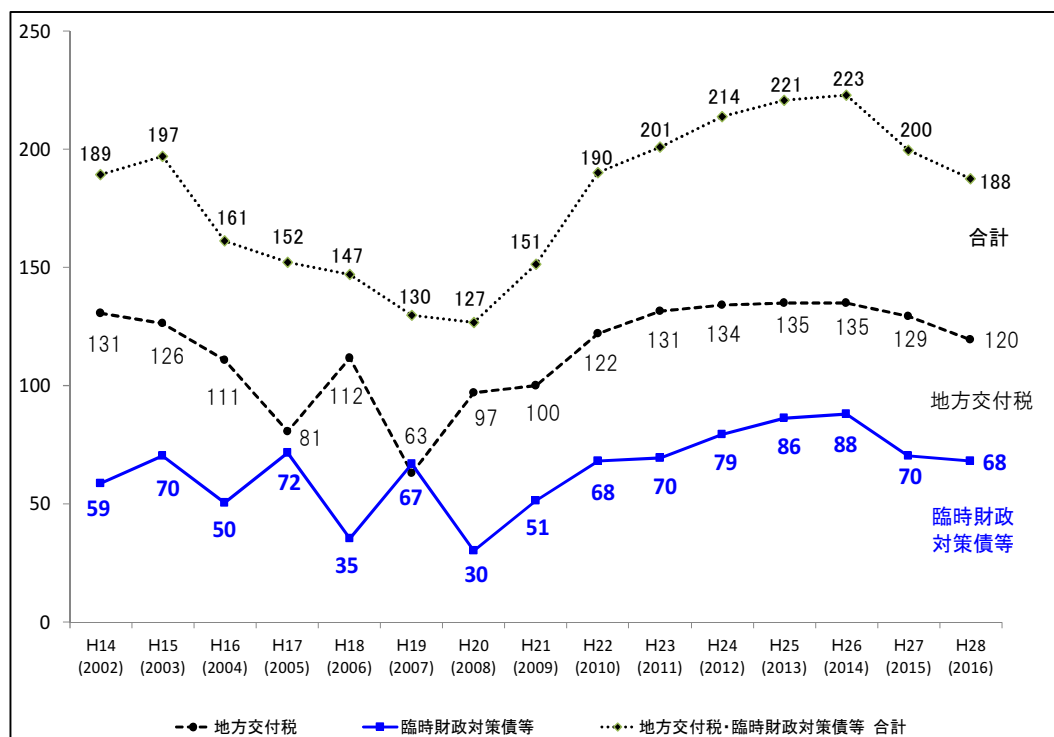
「臨時財政対策債」は市の借入金（市債）ですが、本来は国が現金で市へ交付すべき「地方交付税」が振り替えられたものですから、前述の地方交付税の一部として位置づけています。

## ウ 地方交付税等の推移

図8は、地方交付税と臨時財政対策債等の決算額の推移をグラフで表したものです。

臨時財政対策債等は平成21年度以降増加傾向にあり、平成26年度には過去最大の88億円に達しました。その後は地方交付税の減少とともに臨時財政対策債等も減少し、平成28年度には68億円となっています。

図8 地方交付税と臨時財政対策債等 決算額の推移 (単位 億円)

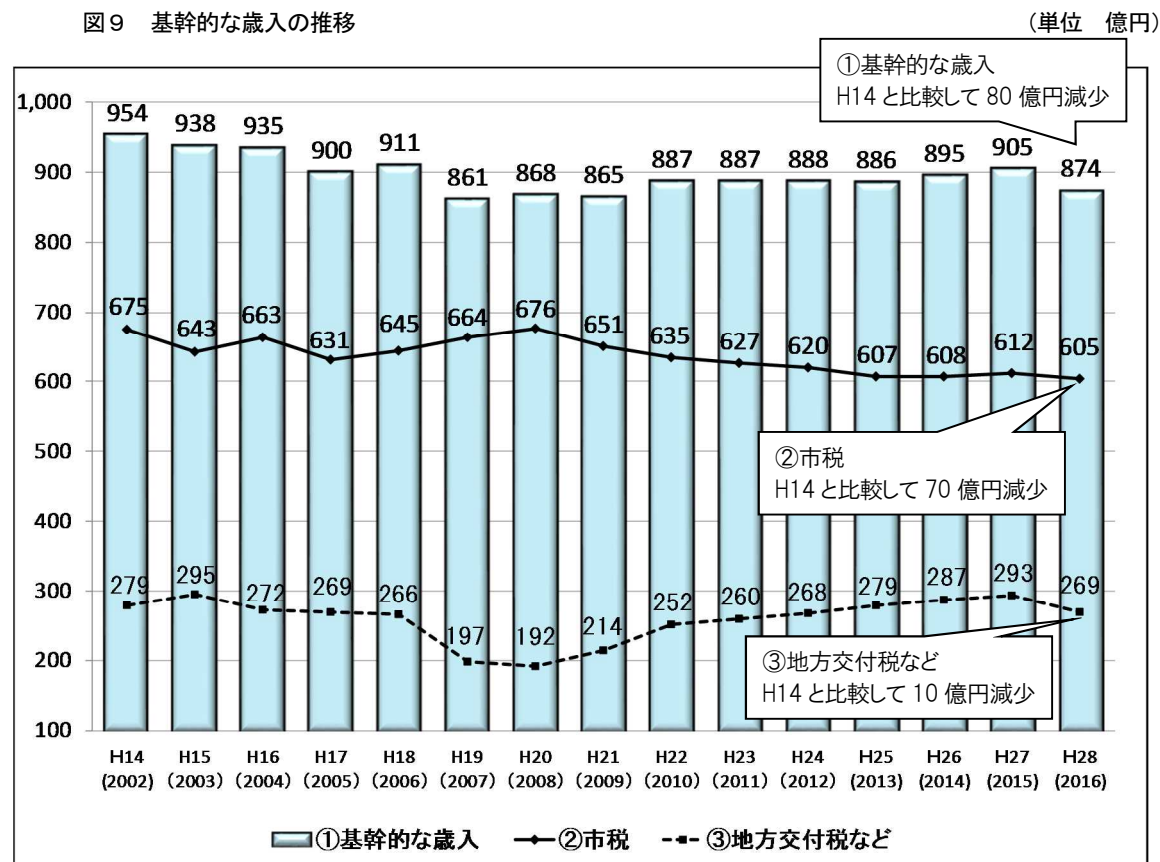


※臨時財政対策債等には減収補てん債を含みます。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。



## (2) 基幹的な歳入が減少した要因



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

図9は、「基幹的な歳入」の内訳の推移を表したグラフです。

「基幹的な歳入」の内訳をみると、市が直接収入する「②市税」の増減に合わせるように「③地方交付税など」が増減していることが分かります。

地方交付税が交付される地方自治体では、制度上、税収入が増加すれば地方交付税が減少し、逆に税収入が減少すれば地方交付税が増加します。

この市税収入を補う財源調整の仕組みにより、各自治体は税収が減少した場合も市民に安定したサービスが提供できるというのが、制度本来のあるべき姿です。

しかし、直近の推移である平成27年度から平成28年度を見ると、「②市税」が7億円（平成27年度612億円→平成28年度605億円）減少したのに対し、「③地方交付税など」も24億円（平成27年度293億円→平成28年度269億円）減少していて、市税収入の減少を地方交付税で補うことができていないことが分かります。

また、平成14年度と平成28年度で比べた場合、「②市税」が675億円から

605 億円へ 70 億円（約 10%）減少しているのに対し「③地方交付税など」も 279 億円から 269 億円へ 10 億円（約 4%）減少していて、やはり市税収入の減少を補うことができていないことが分かります。

この要因には、制度改正などの影響もありますが、最も大きな要因のひとつが人口の減少です。

地方交付税の計算にはさまざまな数値が用いられますが、このうち人口を基礎として計算される項目が多くあります。この人口は、5年に一度行われる国勢調査によって決まります。

本市では、平成 22 年の調査で 418,325 人だった人口が、平成 27 年の調査では 406,586 人に約 11,700 人減ったことで、これが算定に反映された平成 28 年度の地方交付税が約 9 億円減少しています。

市の財政運営の基本となる「基幹的な歳入」の減少は、本市が自由に使い道を決められる収入（一般財源）が減少しているということであり、市が自らの判断で仕事を行うことができる余地が少なくなっていることを示しています。

しかも、地方交付税は現金で交付される額が減り、臨時財政対策債という市債（借金）で地方自治体があったん肩代わりしなければならない額が増えていきます。

地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政を行っていくためには、そのための財源を自ら確保できることが必要で、それには市が直接収入できる市税収入を増やすことが最も重要な課題です。

また、地方自治体の仕事量に見合った税財源が、地方自治体に配分されるよう、税源移譲を含めた制度改正を国に働きかけていくことも必要です。

### 3 財政調整基金等からの取崩額の推移

＝財源不足を基金（貯金）の取り崩しで補てん＝

前述のとおり歳出では社会保障費が増加し、一方で市税などの基幹的な歳入が減少している中、本市では、その会計年度中に生じた財源の不足を、財政調整基金などの貯金を取り崩すことで補っています。

この状態は、平成 14 年度以降毎年度続いています。

#### (1) 財政調整基金等残高の推移

「財政調整基金」は、その年の収入が大きく減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

基金残高の推移は、図 10 の①で示すとおりです。平成 14 年度に 208 億円であった残高は、平成 19 年度に 113 億円まで減少しました。

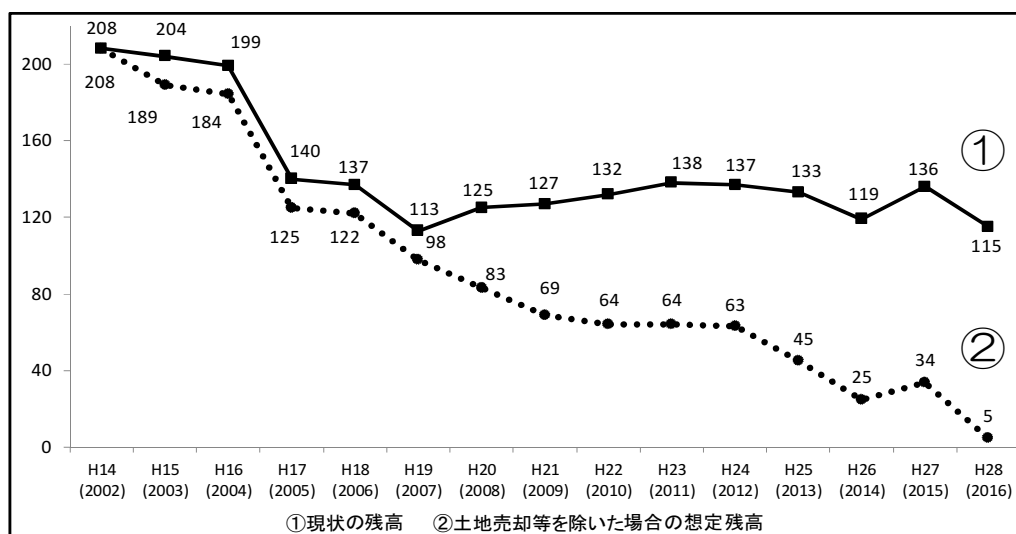
平成 20 年度以降は、事務事業等の総点検による見直しを行ってきたこと、また、未利用地の売却や時限的な職員の給与減額措置など基金を増加させる特別な要因があったことで増加に転じ、平成 27 年度には基金の取り崩しを行わなかったこともあって 136 億円に回復しました。

しかし、平成 28 年度には再び収支が悪化し、基金残高は 115 億円まで減少しています。

図 10 の②は、基金を増加させる特別な要因がなかった場合の想定残高で、未利用地の売却などがなければ、平成 28 年度にはすでに枯渇寸前であったこととなります。

図 10 財政調整基金等残高の推移

(単位 億円)



## (2) 単年度の収支

図 11 は、前ページの図 10 の②で示した「土地売却等を除いた場合の想定残高」において、各年度、前年度からいくら基金残高が増減したのかを表したグラフです。

金額がマイナスの場合は収支不足額を基金で補てんして、実質的な単年度収支が赤字であったことを示します。減少額が大きいくほど、単年度で生じた収支不足が大きかったことを表しています。

グラフをみると平成 15 年度以降は平成 27 年度を除き全てマイナスで、平成 27 年度以外の各年度で赤字が生じていたと言えます。

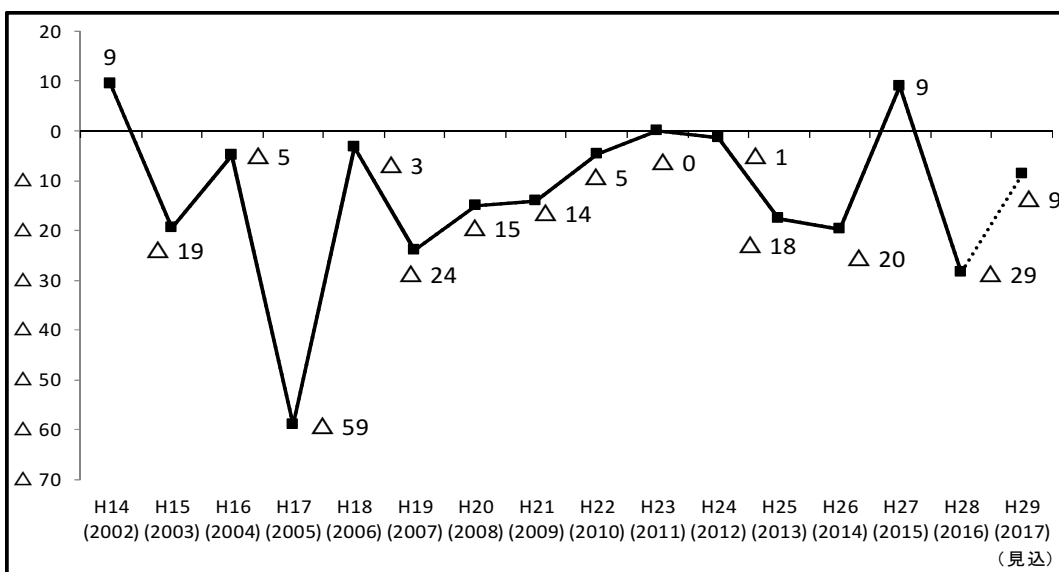
特に平成 17 年度は市税と地方交付税が大きく減少し、収支不足額が大きくなっています。

平成 20 年度以降、単年度の収支バランスに改善が見られ、平成 23、24 年度では、ほぼ収支バランスが均衡していましたが、平成 25 年度以降は国保会計の財源不足に対する繰出金の増加などで、再び収支が悪化しています。

なお、平成 27 年度は一時的に収支が改善しています。これは市税と地方交付税がともに増加したことによるものですが、平成 28 年度には平成 27 年度とは逆に両方とも減少したため、収支バランスが大きく崩れています。

また、平成 29 年度には再び市税と地方交付税が増加したことで、収支が改善する見込みですが、依然として単年度の赤字は発生する見込みです。

図 11 土地売却等を除いた場合の想定残高における基金残高の増減額 (単位 億円)



※各年度、前年度からの増減額を表しています。

※H23は前年度から約1,000万円減少しています。

## 4 市債借入額と借入残高の推移

＝通常債の減少と臨時財政対策債等の増加＝

### (1) 市債の種類

地方自治体は、その年度内に必要な経費はその年度内の収入で賄うのが原則ですが、例外的に将来の収入を見込んで借金をする場合があります。この借金を「市債」といいます。

市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「通常債」と、前述した地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債等」があります。

「通常債」は、施設整備（道路、学校、公園等）を行う場合など、一時期に多額の資金を必要とする場合に借り入れる市債で、翌年度以降、借入対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。これは、整備された施設から受けるサービスは将来の市民にも提供されることから、現在の市民からの税だけでなく将来の市民の税からも応分に負担してもらい、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、前述（13 ページ）のとおり、本来、国から自治体へ地方交付税（現金）として再配分されるべきものが、国の財源不足により全てを現金で配分することができないため、その不足額をいったん地方自治体が借り入れて、資金不足を補うものです。

ただ、返済額は翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みになっています。

「通常債」は建設事業の抑制など、市の裁量で借入額を調整することが可能です。

しかし、地方交付税の振替である「臨時財政対策債」は、通常の市民サービスを提供するうえで必要不可欠な財源であり、借り入れを抑制することが非常に難しい市債だと言えます。

## (2) 市債借入額と元金償還額（返済額）の推移

### ① 通常債

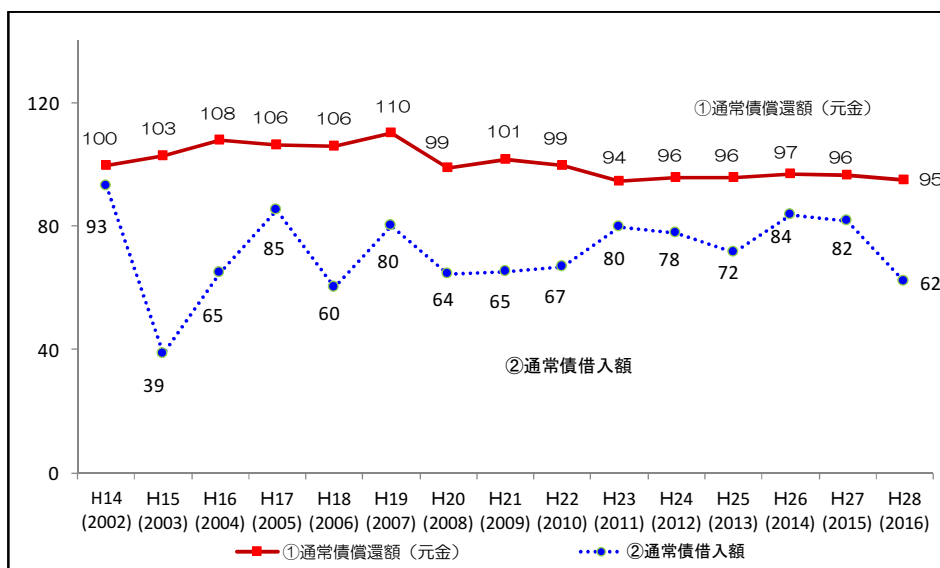
「通常債」の借入額は、将来の公債費（借入金の返済に使う経費）を抑制するため、これまで行財政改革を進める中で制限を設けてきました。

平成 18 年度から平成 22 年度までは、新たに借り入れる額をその年度に返済する額（元金）の 75%以下に抑え、また、これまでの財政基本計画においても計画期間中の平均で 90%以下に抑えるという数値目標をたて、「通常債」の借り入れの抑制に取り組んできました。（図 12、P. 22 図 14 ②）

図 12 で点線で示した新たな通常債借入額は、全て実線で示した通常債償還額（元金）よりも低くなっています。このため通常債の残高は毎年減少しています。

既存施設の更新や延命化、新たなニーズに対応した施設整備を行うためには、通常債の借り入れは必要となります。必ずしも借り入れを毎年度の元金償還額以内にしなければならないということではありませんが、将来の償還額を考慮して借入額をコントロールしていく必要があります。

図 12 通常債償還額（元金）と借入額の推移（決算） （単位 億円）



- ※平成 14 年度では、償還期限が到来する市債をいったん返済して、引き続き同額を借り入れる制度である借換債（約 38 億円）の借り入れと償還および国が地方自治体にいったん市債として借りさせておいて、後年度に償還額を国庫補助金として交付する制度である特定資金公共事業債（約 18 億円）の借り入れを除く。
- ※平成 15 年度から平成 18 年度の各年度の通常債償還額（元金）には、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2 億円）を除く。
- ※平成 17 年度では、平成 14 年度に借り入れた特定資金公共事業債（約 18 億円）の償還を除く。

## ② 臨時財政対策債等

「臨時財政対策債等」として分類しているのは、「臨時財政対策債」、「減収補てん債」、「減税補てん債」であり、いずれも本来、国から交付されるべき現金の振替措置として借り入れている市債です。

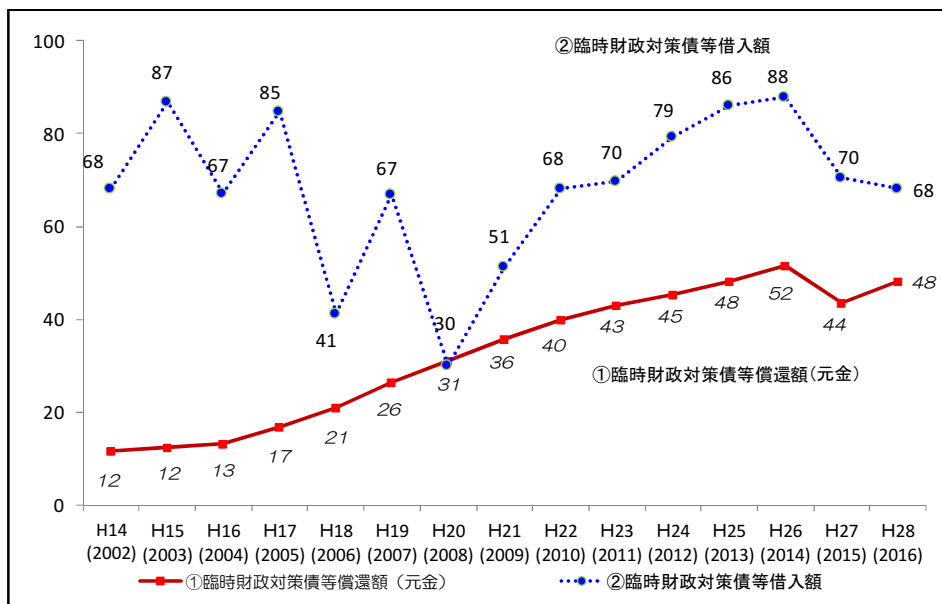
借入額は平成 20 年度まで増減を繰り返し、平成 21 年度以降は増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降は地方交付税の減少にあわせて借入額も減少しています。

地方交付税が通常の市民サービスを提供するための必要不可欠な財源である以上、その振替である「臨時財政対策債」も必要不可欠な財源です。

このため借り入れの抑制が困難で、平成 20 年度を除いていずれの年度も点線で示した借入額が実線で示した元金返済額を上回っています。

(図 13、P. 22 図 14 ③)

図 13 臨時財政対策債等償還額（元金）と借入額の推移（決算）（単位 億円）



### 《用語解説》

減収補てん債：地方交付税の計算上で理論的に見込まれた収入よりも実際の収入が少なかった場合に、その差を埋めるために、いったん地方自治体が借り入れる市債  
 減税補てん債：国の制度改正（地方税の特別減税など）により地方自治体が減収になった額を、いったん地方自治体が借り入れる市債。減収補てん債、減税補てん債とも、その返済額は後年度の地方交付税に上乗せされる。

### (3) 市債残高の推移

#### ① 一般会計の市債残高

図 14 は、一般会計の市債残高の推移を表したグラフです。



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成 15 年度から平成 18 年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額(2 億円)を除く。

「通常債」の残高(図 14 ②)は、これまでの借入抑制により平成 14 年度の 1,385 億円から平成 28 年度の 950 億円に 435 億円(約 31%)減少しています。

しかし、「臨時財政対策債等」の残高は、図 14 の③で示すように平成 14 年度の 302 億円に対して平成 28 年度では 784 億円となっていて、約 2.6 倍にまで増加しています。

この結果、図 14 の①のとおり、一般会計の市債残高は平成 14 年度の 1,687 億円から平成 28 年度の 1,734 億円まで 47 億円(約 3%)増加しています。

「臨時財政対策債等」は、その返済額相当の地方交付税が国から交付される制度になっているとはいえ、その原資となる国の税収(所得税、消費税、法人税など)が不足していることを考えると、将来に渡り十分な補てんが国から受けられるか、懸念が生じています。

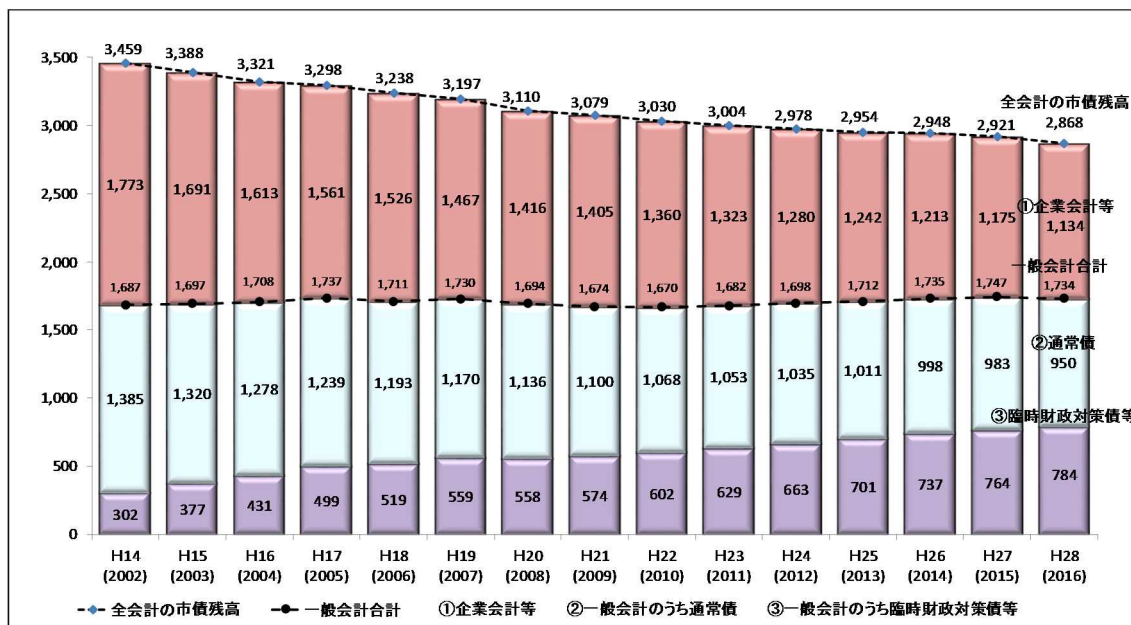


## ② 全会計の市債残高

図 15 は、企業会計等も含めた全会計の市債残高を表したグラフです。

図 15 全会計市債残高の推移(決算)

(単位 億円)



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成 15 年度から 18 年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2 億円）を除く。

下水道事業会計などの企業会計等の市債残高（図 15 ①）は、平成 14 年度の 1,773 億円から平成 28 年度の 1,134 億円に 639 億円（約 36%）減少しています。

前述のとおり、一般会計では臨時財政対策債等の残高が増加（図 15 ③）したものの、通常債の残高の減少（図 15 ②）に加えて、企業会計等の市債残高が減少したことで、市全体の市債残高は平成 14 年度の 3,459 億円から平成 28 年度の 2,868 億円に 591 億円（約 17%）減少しています。

## 5 国の基準でみた本市の財政状況

ここまでは、歳出（支出）、歳入（収入）、財政調整基金（貯金）および市債（借入金）についてそれぞれ分析を行いました。ここでは視点を変え、地方自治体の財政状況を判断するために統一した基準を定めた法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の基準で判断した場合、本市の財政状況がどのような状態にあるのかを検証します。

この法律は、地方自治体の財政が破たん状態に陥る前の早い段階で健全化を図ることを目的に定められたものです。

地方自治体はこの法律に基づいて、毎年度の決算で4つの健全化判断比率（指標）を計算します。そして、その内容を監査委員が審査した上で議会に報告し、住民に公表することが義務付けられています。本市においても「広報よこすか」やホームページなどを通じてその結果を公表しています。（表1）

表1 本市の健全化判断比率と「早期健全化基準」、「財政再生基準」 （単位 %）

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の比率	平成28年度	- (△3.96)	- (△31.61)	6.4	49.0
	平成27年度	- (△4.06)	- (△26.83)	6.5	55.6
	平成26年度	- (△4.15)	- (△23.53)	6.4	62.3
法の基準	早期健全化基準	11.25	16.25	25	350
	財政再生基準	20	30	35	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率における( )内の数字は黒字比率を示します。

※将来負担比率には財政再生基準は設定されていません。

法の基準には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階が設けられていて（表1下）、比率が「早期健全化基準」の値を超えた場合は財政運営に注意を要する段階（黄信号）、「財政再生基準」を超えた場合は財政が危険な状態（赤信号）と区分されています。

本市の比率は、いずれもこれら2段階の基準を大きく下回っており、過去の数値の推移からも早期に改善を必要とする段階にまでは至っていません。

しかし、単年度の収支バランスが本質的に改善されていない状況を踏まえると、決して安心できるということではなく、引き続き健全化に努めていく必要があります。

また、国の指標のみに頼るのではなく、将来に向かって財政運営をどのように行っていくべきか、本市独自で計画性を持って対応していく必要があります。

#### (各指標の定義)

##### ◎実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の市の中心的な行政サービスを行う一般会計の収支の赤字を示す指標です。(基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。)

##### ◎連結実質赤字比率

一般会計に特別会計、企業会計を合わせた本市全体の収支の赤字を示す指標です。(基金取崩額を含めた総額の収支で判断するため、本市の指標は赤字とはなりません。)

##### ◎実質公債費比率

一般会計で負担する借入金返済額が、収入に占める割合を示す指標です。  
数値が高いほど、借入金の返済負担が重い状態を表します。

##### ◎将来負担比率

一般会計で将来返済しなくてはならない借入金などの負債合計が、収入に占める割合を示す指標です。  
数値が高いほど、将来返済しなくてはならない負債が大きい状態を表します。

## 6 人口の推移と見込み

財政状況の分析の最後に、本市の人口推移が財政状況に与える影響について分析します。

次ページの図 16 は、本市の人口の推移を表したグラフです。

本市の人口は減少傾向にあり、平成 14 年と平成 28 年を比べると 436,515 人から 412,413 人へ約 24,100 人（約 6%）減少しています。

年齢構成別に比較すると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 297,144 人から 241,308 人へ約 55,800 人減少している一方、老年人口（65 歳以上）は 82,141 人から 123,726 人へ約 41,600 人増加しています。

構成比では、生産年齢人口が 68%から 59%へ 9 ポイント減少、老年人口は 19%から 30%へ 11 ポイント増加しています。

また、老年人口のうち 75 歳以上の人口は 33,121 人から 59,407 人へ約 26,300 人増加しています。

75 歳以上の人口が老年人口に占める割合では、40%から 48%へ 8 ポイント増加していて、65 歳以上の老年者のうち半数近くが 75 歳以上という状況になっています。

前述のとおり、高齢化の進展は、福祉や医療などの社会保障費の増加に影響し、また、生産年齢人口の減少は、市税収入の中心である個人市民税の減少につながります。

平成 38 年には人口減少はさらに進み、平成 28 年と比較すると生産年齢人口は 241,308 人から 219,837 人へさらに約 21,500 人減少する見込みです。

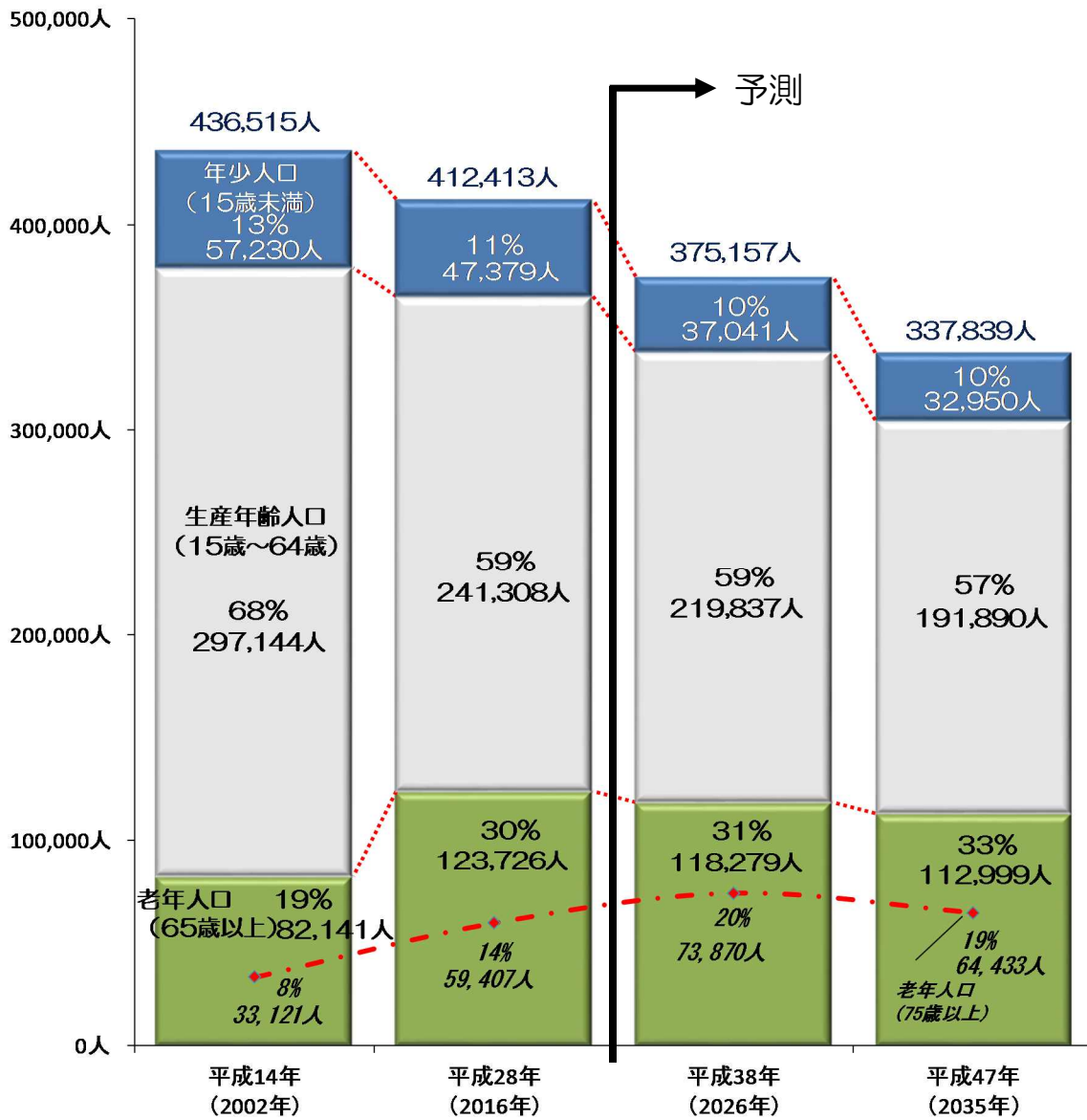
平成 30 年にピークを迎えることが予想される 65 歳以上の老年人口でも、123,726 人から 118,279 人へ約 5,400 人減少することが予測されます。

一方、老年人口の内訳をみると、75 歳以上については、65 歳以上の人口がピークを迎える平成 30 年以降も平成 38 年までは増加を続け、平成 28 年との比較では 59,407 人から 73,870 人へ約 14,500 人増加すると見込まれています。

こうした状況から、市税収入の減少と社会保障費の増加は、当面の間、続いていくものと考えられます。

図 16 横須賀市の人口の推移と見込み

(単位：人)



※10月1日現在の住民基本台帳登録人口ベースによる推移

※平成14年および平成28年は実績値、平成38年および平成47年は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口 (平成26年5月推計)」をもとに作成

## 7 財政状況の総括（1～6のまとめ）

本市はこれまでも人件費や公債費の抑制、また、さまざまな事業や執行体制の見直しなど行財政改革に取り組んできました。

しかし、市税や地方交付税などの基幹的な歳入の減少と高齢化の進展や子育て施策の充実などによる社会保障費の増加は行財政改革の効果を上回っていて、単年度の収支不足を補う基金の残高は、土地の売却などの臨時的収入がなければ減少している状況です。

また、人口の推移と見込みでは、75歳以上の人口は平成38年（2026年）にピークを迎えると予想されていることから、社会保障費の増加は今後も当面の間、続いていくものと予測しています。

こうした状況から、引き続き単年度の収支バランスの改善を図っていくことが必要です。

そのためには、事業目的の達成度合いや現在の社会経済状況などに照らして、事業の必要性が薄れていないか、また、政策目的の実現に向けて最善の方法となっているか、といった視点から、さらなる事業の見直しに取り組んでいく必要があります。

### 《ポイント1》

今後も行財政改革を進め、単年度の収支バランスの均衡を図ることが必要です。その年の収入でその年の支出を賄うことができれば、基金残高の減少に歯止めをかけることができます。

本市の市税収入は減少傾向にあり、生産年齢人口の減少がその一因になっていると考えられます。

また、人口全体の減少は、地方交付税の減少につながっています。

財政状況が厳しい中であっても、まちの衰退に歯止めをかけ、将来収入の増加を図るための対策を講じていくことが重要となってきています。

### 《ポイント2》

歳出の削減などの行財政改革を進めるとともに、必要な分野には積極的な投資を行って、中長期的な視点から、将来収入の増加を図る取り組みが必要です。

地方交付税の減少により、市税収入の減少を地方交付税で補てんしきれていない状況となっています。

また、地方交付税が国の財源不足により現金ではなく借金（臨時財政対策債）に振り替えられ、その残高が年々増加している状況です。

これは、地方自治体の税財源が、そもそも地方自治体の仕事量に見合ったものになっていないという構造的な問題も要因となっています。

こうした現状のもとで本市が必要な投資を行っていくには、本市単独の財源だけでは限界があります。

このため、国や県などからの補助金をはじめ、新たな財源を獲得していく必要があります。

また、制度的な問題を解決して、地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政サービスを行えるよう、地方への税財源の移譲を含めた制度改革を国に働き掛けていくことも必要です。

### 《ポイント3》

現状では、本市が持つ税財源だけで必要な投資を行っていくには限界があります。このため、国や県などの補助金をはじめとした財源を獲得していくことが必要です。

また、地方自治体の仕事量に見合った財源を確保できるよう、国に対して税財源の移譲を働きかけていくことも必要です。

## 第2章 財政運営の方針

第1章で分析したとおり、本市の財政状況は、市税や地方交付税などの基幹的な歳入の減少と高齢化の進展による社会保障費の増加などにより、単年度の収支不足が続いています。

これまでも、本市ではさまざまな行財政改革に取り組み、財源を捻出してきましたが、人口の推移見込みから社会保障費の増加は当面の間続いていくと予測されることを踏まえ、今後もさらなる行財政改革に取り組んでいかなければならない状況です。

ただ、本市の現状に目を向けると、人口の減少が続き、まち全体に停滞感、閉塞感が広がり、かつてのにぎわいや活気が失われています。

こうした現状を打破していくためには、これまでのように財政状況の厳しさを理由に緊縮志向の財政運営を行うのではなく、必要な施策に対しては重点的に、かつスピード感を持って予算配分していく積極的な財政運営への転換が必要です。

そのためには、重点配分すべき施策を定めた上で、国や県など外部からの財源の獲得、事業の見直し、内部管理の効率化など、あらゆる手段で財源を生み出していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本章では、まず今後の4年間における財政運営の方針を定めます。



## 1 財政運営の方針

第3次財政基本計画では、限られた財源の中で可能な施策を行うという発想から脱却し、まず、取り組むべき施策を定め、必要な財源をどのように生み出していくのかという視点で財政運営を進めていきます。

### (1) 横須賀再興プラン（横須賀市実施計画 2018～2021）への積極投資

#### ① 横須賀再興プラン（横須賀市実施計画 2018～2021）とは

本市のまちづくりは、市の最上位計画である「総合計画」に基づいて進められています。

「総合計画」は、まちづくりの基本的方向を定めた「基本構想」、この「基本構想」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示した「基本計画」、また、「基本計画」に示した基本的な政策・施策に基づいて、4年間に実施する主要な事業を示す「実施計画」の3層で構成されています。

現在の基本計画である「横須賀市基本計画（2011～2021）」のもとでは、これまでに2期にわたって実施計画を策定し、予算編成および事業実施の指針としてきました。

平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）の4年間についても、第3次実施計画として「横須賀再興プラン（横須賀市実施計画 2018～2021）（以下、「再興プラン）」を定め、今後4年間ではこのプランに位置付けた施策に財源を重点配分します。

#### ② 再興プランの内容

再興プランでは、子育てのしやすさや安全で安心な環境など、日常生活基盤の充実を前提に、他市にはない横須賀の個性を磨き、伸ばしていくことで、市民がプライドを持てる躍動感のある横須賀の復活を目指します。具体的には以下の4つの柱により取り組みを進めます。

《プランの4つの柱》

(柱1) 経済・産業の再興

(柱2) 地域で支え合う福祉のまちの再興

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～

(柱3) 子育て・教育環境の再興（整備・充実）

(柱4) 歴史や文化を生かしたにぎわいの再興

～「観光立市よこすか」の実現～

### ③ 重点投資

今後4年間で、再興プランの事業には、表2に記載の通り、総額757.8億円を配分します。

これまでの実施計画と比較すると、表3に記載した前回の第2次実施計画の計画事業費合計542.3億円よりも215.5億円増加させています。

表2 再興プラン 年度別事業費（計画額） （単位 億円）

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	合計
計画事業費	191.5	252.5	146.7	167.1	757.8
特定財源(歳入)の額 (事業費に占める割合)	149.2 (77.9%)	208.3 (82.5%)	102.2 (69.7%)	117.5 (70.3%)	577.2 (76.2%)
一般財源の額 (事業費に占める割合)	42.3 (22.1%)	44.2 (17.5%)	44.5 (30.3%)	49.6 (29.7%)	180.5 (23.8%)

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

表3【参考】第2次実施計画 年度別事業費（計画額） （単位 億円）

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	合計
計画事業費	127.4	135.9	114.8	164.2	542.3
特定財源(歳入)の額 (事業費に占める割合)	83.4 (65.5%)	92.3 (67.9%)	73.9 (64.3%)	124.5 (75.8%)	374.1 (69.0%)
一般財源の額 (事業費に占める割合)	43.9 (34.5%)	43.6 (32.1%)	41.0 (35.7%)	39.7 (24.2%)	168.2 (31.0%)

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

一方で、多くの事業を実施していくためには、当然財源が必要になります。

財源について見ると、計画事業に充当する特定財源(歳入)の額では、374.1億円から577.2億円に203.1億円増加しています。

4年間の計画事業費に占める特定財源(歳入)の割合で比較すると、前回の69.0%から今回の76.2%に7.2ポイント増加していて、計画事業費を増やしながらも、前回よりも多くの財源を獲得していくプランとなっています。

なお、計画事業費の規模が拡大したことで、一般財源の負担額についても増加が見込まれますが、これについては施策の見直しや内部管理の見直しなどによって捻出するとともに、収支バランスの改善にも併せて取り組んでいきます。

## (2) 積極投資の裏付けとなる財源の確保

本市の財政状況は、第1章で分析した通り、単年度の収支バランスが取れない状況が続き、財源不足額を補う財政調整基金の残高も減少してきています。

こうした状況の中、必要な事業を実施していくためには、いかにして積極投資のための財源を確保していくかが肝要となります。

本計画では、既存事業の見直しによる歳出の削減と、新たな歳入の確保に取り組んでいくこととします。

### ① 行財政改革の推進

#### ア 事務事業等の総点検

「事務事業等の総点検」とは市の事業や執行体制などを点検し、見直しを行うことで経費の削減や収入の増加を図る取り組みです。

今後、当面の間は、市税収入の減少や社会保障費の増加などが続き、当初予算時点での財源不足額がさらに拡大すると予測しています。

また、本市が積極投資へと転換するためには、必要となる事業への財源配分の見直しが必要になります。

事業の見直し、事務の効率化や人員の削減、収入の増加につながる新たな取り組みを実施し、今後4年間で28億円の削減を図ります。

なお、この見直し額は、表5で示した第2次財政基本計画の目標額24.5億円よりも3.5億円多くなっています。

表4 事務事業等の総点検による財源不足削減額（当初予算）

（単位 億円）

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	合計
目標	20.1	2.8	4.9	0.2	28.0

\*平成30年度当初予算における実行額は20.1億円

表5 【参考】第2次財政基本計画における事務事業等の総点検による財源不足削減額

（単位 億円）

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	合計
目標	10.9	6.4	3.4	3.8	24.5
実績(当初予算)	10.9	14.5	4.0	5.3	34.7

## イ 第3次行政改革プラン

行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針である「行政改革大綱」に基づき、「財政の健全化」、「組織・人事の見直し」、「市民とともに進める公共サービスの向上」の3点を基本姿勢として、これまで「集中改革プラン（平成18～22年度）」と「行政改革プラン（平成23～25年度および平成26～29年度）」を策定し、事業の見直しや職員数の適正化などさまざまな改革に取り組んできました。

平成30～33年度の4年間についても、新たな「第3次行政改革プラン」に基づく行財政改革に取り組んでいきます。

同プランには、すぐには見直しができないような、中長期的に取り組んでいく課題も位置付け、全体の進捗管理を行いながら、見直しに向けて計画的に取り組んでいきます。

## ウ 特別会計運営の見直し

本市には基礎的な行政サービスを行う一般会計のほか、6つの特別会計と3つの企業会計があり、それぞれ独立採算を基本として運営しています。

ただ、独立採算が基本とはなっていますが、一部の会計に対しては、一般会計から運営に必要な経費を支出しています。特に、財政運営が厳しくなっていた国保会計に対しては、市独自に多額の経費負担を行い、運営の健全化を進めてきました。

こうした取り組みの結果、国保会計の財政運営が安定してきましたので、これまで一般会計から国保会計に支出してきたもののうち20億円を国保会計から一般会計に戻し、今後の市民サービスの財源として活用していきます。

## ② 新たな財源の確保

### ア 国・県等の補助金をはじめとした財源の獲得

平成 30 年度からの 4 年間には、中学校完全給食のための給食センターや（仮称）中央こども園の新規建設、また、すでに工事が進んでいる新たなごみ処理施設の整備など、大規模な施設整備が予定されています。

こうした事業には多額の経費を要しますが、この経費を市単独の財源だけで賄うことは大変困難です。

これまで以上に国や県との連絡調整を密に行い、早期に情報を捉えるとともに、あらゆるメニューを活用して、補助金等の財源獲得を図ります。

#### 《国や県と連携して進める取り組みの例》

- 中学校完全給食のためのセンターの整備、（仮称）中央こども園の整備に防衛省の補助金の獲得を目指します。
- ルートミュージアムの整備や追浜地区のスポーツを核としたまちづくりに国土交通省の「地方再生コンパクトシティ（仮称）」支援メニューの活用を目指します。
- 長井海の手公園（ソレイユの丘）隣接地の利活用にかかる計画の策定にあたっては、国土交通省の補助金（先導的官民連携支援事業）の活用を目指します。
- くりはま花の国への避難階段の設置、避難路の新設および通学路の安全対策に国土交通省の補助金「防災・安全交付金（防災子ども安全まちづくり計画）」の活用を目指します。

## イ 施設等利用料金の見直し

本市にはさまざまな施設があり、その中には、利用者に料金を負担していただいているものも多くあります。

負担していただいた料金は、施設の維持管理や貸出備品などサービスを提供するために使っていますが、同じようなサービスを行っている施設であっても、無料の施設と有料の施設が混在し、また、有料であっても料金設定に差があるものもあります。

今後も施設におけるサービスをきめ細かく行っていくために、利用者の方々にどの程度の負担をお願いしていくのが良いか改めて検討し直し、施設利用料等の見直しを行っていきます。

## ウ 未利用地等の資産の売却

現在、市が保有する建物や土地などの資産の中には、すでに廃止した施設や統廃合した学校の跡地など、現在は使われておらず、今後の利用目的のない土地（未利用地）等があります。

これらについては、できるだけ早期に売却を進め、その売却益を新たな市民サービスの財源として活用していきます。

### (3) ファシリティマネジメントの推進

これまで本市は、かつての人口増加や市民ニーズの多様化に応じて多くの公共施設を整備してきました。

こうした施設の維持管理、修繕には毎年多額の経費をかけています。また、現在、このうち約7割が既に建築後30年以上となっていて、今後これらの施設を更新していく場合には、多額の費用が必要になると予想しています。

現在の人口減少や求められる行政サービスの変化へ対応していくためには、施設のあり方を改めて考えていく必要があります、あわせて今後予想される更新費用などの低減を図っていかねばなりません。

平成31年度中に策定を予定している「FM戦略プラン」および「(仮称)公共施設保全計画」に基づき、施設の複合化や長寿命化対策などを進め、市民ニーズに応じた公共施設マネジメントを計画的に行っていきます。

## 第3章 財政収支見通し

第2章で定めた方針に従って事業を実施していった場合、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間の歳入歳出予算が、平成29年度（2017年度）当初予算と比較して、どのように推移するか、その収支を推計します。

また、その後の平成34年度（2022年度）から平成39年度（2027年度）までの6年間について、平成34年度（2022年度）以降に予測される主な事業費の増減を平成33年度の推計値に加味して、その収支を予測します。

本章の最後に、今後の財政運営が本章で推計した財政収支見通しに沿ったものとなっているか把握していくために、参考となる指標を設定します。

### 1 今後4年間（平成30～33年度）の財政収支見通し

#### （1）財源不足額と財政調整基金残高の見込み

第2章で定めた財政運営の方針に基づき財政運営を行った場合、今後4年間の財源不足額と財政調整基金残高がどのようになるか推計しました。

次ページ図17の折れ線グラフは、各年度の前年度末時点の基金残高を、棒グラフは各年度の当初予算での財源不足額を表しています。

各年度の折れ線グラフが、棒グラフよりも高い位置にあれば、各年度の当初予算での財源不足額（基金取崩額）を補うことができる基金残高が確保されていることとなります。

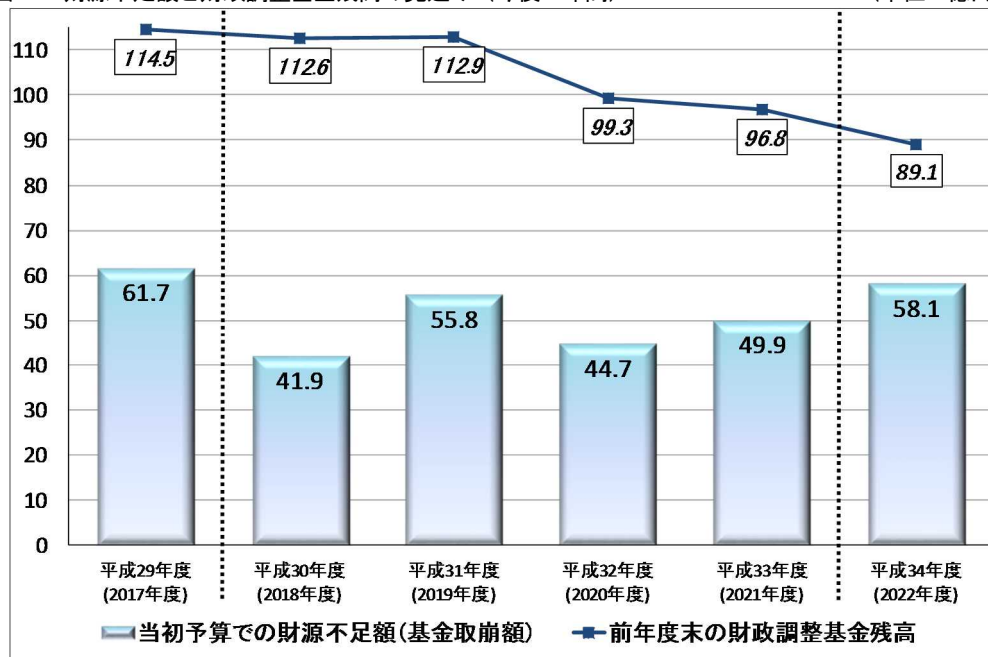
平成30年度以降、いずれの年度においても、棒グラフで表した財源不足額が発生し、財政調整基金からの取り崩しが必要となります。

ただ、事務事業等の総点検による削減効果額などにより、いずれの年度の財源不足額も平成29年度より少なくなる見込みです。

一方で、財政調整基金への積み立てなども行っていく結果、平成33年度末の基金残高は89.1億円となり、平成34年度当初予算での財源不足額（基金取崩額）58.1億円を補うために必要な残高が確保される見込みです。



図 17 財源不足額と財政調整基金残高の見込み（今後 4 年間）（単位 億円）



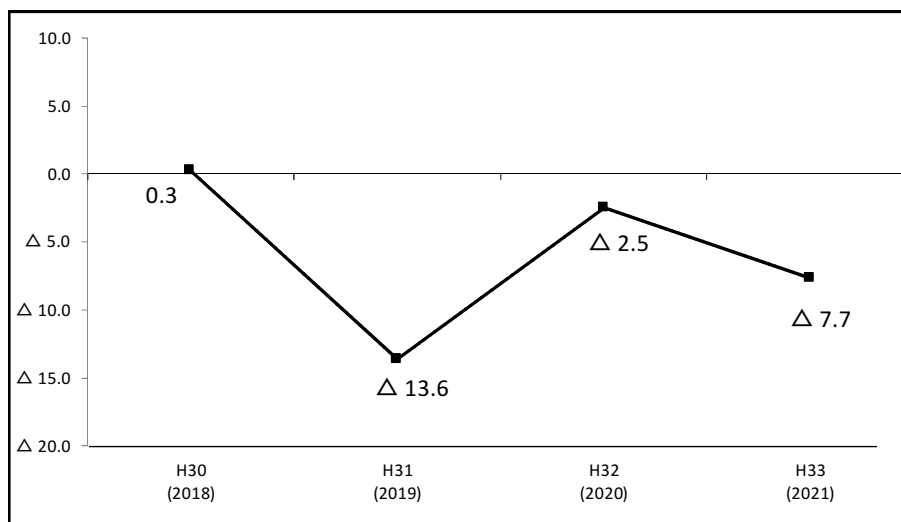
## (2) 財源不足額と財政調整基金残高の推移

図 18 は、41 ページの表 6 E 欄の各年度末での実質的な財源不足額(取崩額)、すなわち基金残高の増減額を表したグラフで、マイナスの数値であれば基金残高がその分減少することを示しています。

グラフを見ると、平成 30 年度のみプラスの数値を示していますが、これは平成 30 年度には臨時的な収入として、国保会計から一般会計への繰入金 20 億円および土地売払収入 6 億円があることにより、単年度の収支がほぼ均衡し、基金残高が微増となる見込みとなっているためです。

なお、国保会計からの繰入金は平成 30 年度限りのため、平成 31 年度以降の数値はマイナスとなり、基金残高は減少していくことになります。

図 18 年度末での実質的な財源不足額（取崩額）(P. 41 表 6 E 欄) の推移（単位 億円）



次ページの表6は、前ページ図17のグラフで表した財源不足額（基金取崩額）および基金残高の推移について詳細を示したものです。

平成30年度を例に解説します。

「前年度末基金残高」（表6 A欄）112.6億円を起点として、平成30年度当初予算では「当初予算での財源不足額（取崩額）」（表6 B欄）の41.9億円の基金取り崩しが必要になります。

一方、年度の途中では、財政調整基金の残高は、前年度の決算剰余金の一部を積み立てることで増加します。この積立額は、今回の推計では過去5年間（平成24～28年度）の実績から17.5億円（表6 C欄）と見込んでいます。

また、取崩額については、年度末の段階では41.9億円までは取り崩す必要がなくなります。

これは、工事費などが入札などで安価になったり、扶助費の対象者数が見込みよりも少なかったりしたことなどで、当初予定していたよりも少ない金額で事業を実施することができた、あるいは、当初予算で見込んだ以上の収入があったといった理由によるものです。

この「年度末に取り崩す必要がなくなる額」（表6 D欄）は年度によって変動しますが、今回の推計では過去5年間（平成24～28年度）の実績から、24.7億円と見込んでいます。

平成30年度の例では、「当初予算での財源不足額（取崩額）」（表6 B欄）41.9億円が、「基金への積立額」（表6 C欄）17.5億円と「年度末に取り崩す必要がなくなる額」（表6 D欄）24.7億円の合計（42.2億円）より少なくなっています。このため、実質的な財源不足額は発生せず、0.3億円のプラス（表6 E欄）となった結果、平成30年度末の基金残高は、112.9億円（表6 F欄）になります。

このように、「当初予算での財源不足額（取崩額）」（表6 B欄）を、「基金への積立額」（表6 C欄）と「年度末に取り崩す必要がなくなる額」24.7億円（表6 D欄）の合計額以内に抑えることができれば、年度末（決算）の時点で実質的に基金を取り崩す必要がなくなり、結果として基金が目減りしない、つまり単年度の収支バランスが取れた状態となります。

表6 財源不足額と財政調整基金残高の推移（今後4年間）

（単位 億円）

	将来推計			
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
前年度末基金残高 A	112.6	112.9	99.3	96.8
当初予算での財源不足額(取崩額) B	△ 41.9	△ 55.8	△ 44.7	△ 49.9
基金への積立額 C	17.5	17.5	17.5	17.5
予算取崩額と決算取崩額の差 D (年度末に取り崩す必要がなくなる額)	24.7	24.7	24.7	24.7
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) E=B+C+D	0.3	△ 13.6	△ 2.5	△ 7.7
年度末基金残高 F=A+E	112.9	99.3	96.8	89.1

※端数処理のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

### (3) 歳入歳出予算の見込み

#### ① 歳出合計の見込み

表7は、今後4年間の歳出の推移を示した表です。

歳出の合計では、平成29年度と平成33年度を比べると1,456.9億円から1,544.7億円へ87.8億円増加する見込みです。

表7 歳出（今後4年間の見込み）

歳出	現状		対29年度 増減
	平成29年度 (2017年度) 当初予算	平成30年度 (2018年度)	
人件費	289.2	293.2	4.0
退職手当以外	270.4	270.2	△ 0.2
退職手当	18.8	23.0	4.2
扶助費	354.2	369.0	14.8
公債費	164.6	170.6	6.0
うち通常債	105.9	109.2	3.3
うち臨時財政対策債	58.7	61.4	2.7
投資的経費	76.8	155.1	78.3
維持補修費	59.9	63.2	3.3
物件費	223.2	235.9	12.7
他会計への繰出し (社会保障系)	147.0	135.4	△ 11.6
他会計への繰出し (その他)	57.8	51.0	△ 6.8
その他	84.3	81.0	△ 3.3
歳出合計	1,456.9	1,544.4	97.5

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

#### ② 主な歳出の増減理由

人件費は、定年退職予定者が増加するため、平成30～33年度のいずれの年度についても平成29年度より増加する見込みです。

扶助費は、高齢化の影響などにより引き続き増加が見込まれます。

また、通院に係る小児医療費助成の対象を平成30年度から中学校3年生まで拡充することや、保育所等定員の拡充および幼稚園・保育園の段階的無償化など、子ども・子育て給付の増加によっても支出が増える見込みです。

公債費のうち通常債は、過去に借り入れた市債の返済スケジュールによって増減はありますが、平成33年度の返済額が大幅に減少します。

これは、平成5年度に横須賀芸術劇場建設のために借り入れた市債の返済が完了することが主な要因です。

また、臨時財政対策債は、近年の借入額が増加していることから、毎年度の返済額が増加していきます。

《消費税率の引き上げによる影響額の取り扱いについて》

今後予定されている消費税率の引き上げ（8%→10%）による影響額については、年度間の比較を分かりやすくするため、歳入・歳出（地方消費税交付金の増加、法人市民税の減少および地方交付税の増加と歳出の増加など）が理論上均衡するものとし、推計に算入していません。

(単位 億円)

将来推計					
平成31年度 (2019年度)	対29年度 増減	平成32年度 (2020年度)	対29年度 増減	平成33年度 (2021年度)	対29年度 増減
292.6	3.4	290.8	1.6	292.3	3.1
270.5	0.1	267.4	△ 3.0	268.0	△ 2.4
22.1	3.3	23.4	4.6	24.3	5.5
375.2	21.0	377.3	23.1	380.1	25.9
172.4	7.8	172.1	7.5	162.7	△ 1.9
108.8	2.9	105.4	△ 0.5	93.3	△ 12.6
63.6	4.9	66.7	8.0	69.4	10.7
204.4	127.6	94.5	17.7	110.2	33.4
65.8	5.9	75.5	15.6	74.8	14.9
238.5	15.3	233.3	10.1	241.2	18.0
140.9	△ 6.1	144.9	△ 2.1	145.1	△ 1.9
50.6	△ 7.2	50.2	△ 7.6	51.2	△ 6.6
89.6	5.3	87.7	3.4	87.1	2.8
1,629.9	173.0	1,526.2	69.3	1,544.7	87.8

投資的経費は、ごみ処理施設の建設や中学校完全給食関連施設の整備など大型の建設事業の実施に伴い増加します。

維持補修費は、施設の更新および長寿命化に向けた施設維持保全の取り組みにより、平成32年度以降、支出の増加を見込んでいます。

物件費は、学校給食の食材費に関する経費を市の予算に組み入れること（公会計化）、税、保険などの業務にかかるシステムや機器の更新、小中学校等の教室用機器の更改などにより支出が増加します。

他会計への繰出し（社会保障系）は、扶助費と同様、高齢化の影響により介護保険特別会計や後期高齢者医療への繰出しが増加する一方、国保会計への法定外繰出しを見直すことにより、全体としては平成29年度よりも減少する見込みです。

他会計への繰出し（その他）は、下水道事業会計への基準外繰出しの見直しなどにより、支出が減少する見込みです。

### ③ 歳入合計の見込み

表8は、今後4年間の歳入の推移を示した表です。

歳入の合計では、平成29年度と平成33年度を比べると1,395.2億円から1,494.8億円へ99.6億円増加する見込みです。

表8 歳入（今後4年間の見込み）

歳入	現状		
	平成29年度 (2017年度) 当初予算	平成30年度 (2018年度)	対29年度 増減
市 税	608.4	600.9	△ 7.5
地 方 譲 与 税 各 種 交 付 金 等	107.3	107.8	0.5
地 方 特 例 交 付 金	3.0	3.4	0.4
地 方 交 付 税	114.7	116.1	1.4
分 担 金 ・ 負 担 金	7.4	7.5	0.1
使 用 料 ・ 手 数 料	38.0	37.5	△ 0.5
国 ・ 県 支 出 金	283.8	329.8	46.0
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	11.6	8.7	△ 2.9
うち臨時的な土地売却収入	6.9	6.6	△ 0.3
繰 入 金	11.7	29.6	17.9
うち臨時的な繰入金	0.0	20.1	20.1
繰 越 金	3.0	3.0	0.0
諸 収 入	56.6	74.3	17.7
市 債	149.6	194.2	44.6
うち通常債	88.0	128.0	40.0
うち臨時財政対策債	61.6	66.2	4.6
歳入合計	1,395.2	1,512.5	117.3
臨時的な収入を除く歳入合計	1,388.3	1,485.8	97.5

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

※財源不足を調整するための財政調整基金等からの繰入金を除く。

### ④ 主な歳入の増減理由

市税は、平成30年度予算を基準に、すでに確定している制度改正による影響および固定資産税の3年に1回（平成30年度および33年度）の評価替えによる減収を見込んでいます。

地方交付税および臨時財政対策債は、市税の減収や、臨時財政対策債等の償還費の増加、社会保障費の増加などに伴う増収を見込んでいます。

財産収入・寄附金は、未利用地等の売却予定による増減を見込んでいます。

国・県支出金は、社会保障費の増加に伴う国庫負担金の増、再編交付金の交付予定額の増およびごみ処理施設の建設をはじめとする大型の建設事業の実施に伴う補助金などにより増収を見込んでいます。

(単位 億円)

将来推計					
平成31年度 (2019年度)	対29年度 増減	平成32年度 (2020年度)	対29年度 増減	平成33年度 (2021年度)	対29年度 増減
601.9	△ 6.5	603.1	△ 5.3	598.0	△ 10.4
107.8	0.5	107.8	0.5	107.8	0.5
4.2	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2
117.2	2.5	118.3	3.6	119.4	4.7
7.7	0.3	7.7	0.3	7.9	0.5
37.6	△ 0.4	39.1	1.1	39.1	1.1
356.3	72.5	336.6	52.8	346.8	63.0
4.2	△ 7.4	5.0	△ 6.6	2.0	△ 9.6
2.2	△ 4.7	3.0	△ 3.9	0.0	△ 6.9
9.9	△ 1.8	9.1	△ 2.6	11.0	△ 0.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
80.3	23.7	67.4	10.8	67.5	10.9
243.9	94.3	180.1	30.5	188.1	38.5
163.4	75.4	99.9	11.9	107.1	19.1
80.5	18.9	80.2	18.6	81.0	19.4
1,574.1	178.9	1,481.5	86.3	1,494.8	99.6
1,572.0	183.7	1,478.5	90.2	1,494.8	106.5

繰入金は、国保会計からの繰入れを行うこと（20億円）および減債基金の残高がなくなったことによる繰入れの減（△2億円）により平成30年度に18億円増加します。また、再編関連特別事業基金および特定防衛施設周辺整備事業基金からの繰入金は、取り崩し予定に合わせた増減を見込んでいます。

諸収入は、学校給食の公会計化に伴い、給食費が市の歳入予算に計上されるため、平成30年度から11億円増加します。また、平成30～31年度には、ごみ処理施設建設に係る三浦市からの負担金が増加する見込みです。

市債（通常債）の借入額は、ごみ処理施設の建設や中学校完全給食関連施設の整備など大型の建設事業の実施に伴い増加する見込みです。

## 2 中長期（平成 34～39 年度）の財政収支見通し

前述の平成 33 年度までの 4 年間の財政推計を基に、さらにその後の 6 年間（平成 34～39 年度）に予想される主な事業費の増減を加味して、平成 34 年度以降の財政収支を予測しました。

### （1）予測の前提

今後の景気動向や国の制度変更に伴う影響を長期的に予測することは困難なため、景気の変動による影響は加味せず、また、各種制度は原則、現行の諸制度が継続するものとして、税収入や通常の事業などは平成 33 年度の推計値と同額として見込みました。

また、政策的な経費として、平成 33 年度の再興プランに投資した一般財源額と同規模を平成 34 年度以降も引き続き見込みました。

これに、平成 34 年度以降に予測される、財政負担が増加する要素、減少する要素を加味しました。

表 9 平成 34～39 年度までの主な財政負担の増減要素見込み

項 目		平成33年度 (2021年度)
<b>A 平成34年度以降、負担額が増加する要素</b>		<b>0.0</b>
公債費	1 公債費(通常債)	0.0
	扶助費	
	2 障害者福祉費	0.0
	3 生活保護費	0.0
	4 給食扶助費	0.0
物件費等	5 システムその他機器更改経費	0.0
	6 中学校完全給食に要する経費	0.0
他会計繰出し (社会保障系)	7 介護保険特別会計に対する繰出金	0.0
	8 後期高齢者医療費 負担金	0.0
	9 国保会計および後期高齢者医療特別会計に対する繰出金	0.0
他会計繰出し (その他)	10 下水道事業に対する繰出金	0.0
その他	11 特定目的基金残高減少による一般財源負担	0.0
	12 再編交付金の交付額減少による一般財源負担	0.0
<b>B 平成34年度以降、負担額が減少する要素</b>		<b>0.0</b>
歳入	1 市税(新たな設備投資に伴う増収 (市税の増と地方交付税の減の差引額))	0.0
	2 地方交付税 (社会保障費の増加に対する一部補てん)	0.0
人件費	3 人件費(退職手当)	0.0
扶助費	4 児童福祉費	0.0
物件費等	5 市単独選挙(市長選挙、市議会議員選挙)	0.0
他会計繰出し (その他)	6 病院事業会計に対する繰出金	0.0
負担増減計 A + B (平成33年度に比べ増加する財源不足額)		0.0

※端数処理のため合計、差し引きが表示と合わない場合があります。



## (2) 平成39年度(2027年度)までの収支の増減予測

平成34年度以降、市の財政負担が増加すると見込まれる要素(表9A欄)、逆に、減少すると見込まれる要素(表9B欄)を抽出しました。

記載した数値は、いずれも平成33年度の推計値(38~45ページ)と比較して、どれだけ負担が増減(△は減を表す)するのかを表しています。

(推計の設定条件は、資料編74ページに記載)

### (表9の見方)

平成34年度(2022年度)を例にすると、「A 負担額が増加する要素」の合計が9.9億円、一方、「B 負担額が減少する要素」の合計が1.7億円となり、差し引き8.2億円が平成33年度に比べ財源不足の増加となることを示しています。

平成35年度では、平成33年度に比べて財源不足額が14.8億円増加するため、8.2億円増加した平成34年度と比べると、さらに6.6億円の増加となります。

(単位：億円)

平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
9.9	15.6	25.5	31.3	31.1	24.2
5.3	6.7	2.9	4.9	2.1	△ 0.5
0.6	1.2	1.9	2.6	3.3	4.1
0.1	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
△ 1.3	△ 4.2	0.4	2.4	3.7	△ 1.0
0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1.9	3.6	5.1	6.0	6.3	6.3
1.5	2.9	4.1	4.8	4.8	4.8
△ 0.2	0.1	1.7	0.3	△ 0.0	0.3
0.5	1.8	5.2	6.0	5.4	2.7
0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
0.1	1.8	2.4	2.5	3.5	5.5
△ 1.7	△ 0.8	△ 8.8	△ 11.9	△ 15.1	△ 11.8
0.0	0.0	0.0	△ 6.1	△ 5.4	△ 4.9
1.4	△ 2.3	△ 3.4	△ 4.5	△ 5.7	△ 6.8
△ 2.0	2.0	△ 2.8	0.6	△ 1.3	2.0
△ 0.4	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.6	△ 2.0	△ 2.3
△ 0.4	0.5	△ 1.0	0.0	△ 0.4	0.5
△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
8.2	14.8	16.7	19.4	16.0	12.4

### (3) 平成 39 年度（2027 年度）までの財政収支見通しの分析

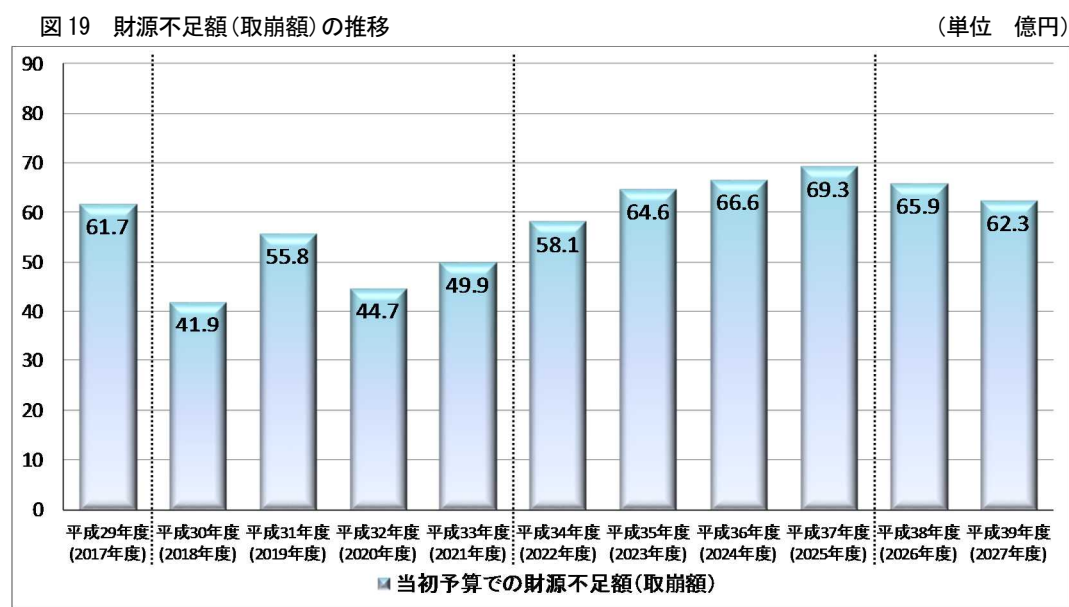
46・47 ページ表 9 の結果から、平成 39 年度までの財政収支見通しを分析すると、

- ① 社会保障費の増加が続いていくため、平成 34 年度以降のいずれの年度も、平成 33 年度と比べ財源不足額が増加する見込みです。
- ② 平成 33 年度に横須賀芸術劇場の建設のために借り入れた市債の返済完了でいったん減少した公債費（通常債）が、平成 34 年度にはごみ処理施設建設のために借り入れる市債の返済額が増えることで、再び増加します。
- ③ 平成 35 年度から平成 37 年度にかけては、市債返済額の増加や下水道事業会計において資本費平準化債の借り入れが出来なくなることによる繰出金の増加、再編交付金の交付が平成 34 年度で終了することによる歳入の減少などによって、市単独で負担する経費が増加し、財源不足額が増える見込みです。
- ④ 平成 38 年度以降は、電力事業者による新たな設備投資に伴う市税収入の増加（平成 37 年度から課税見込み）や、長井海の手公園（ソレイユの丘）の開園のために借り入れた市債の返済完了による市債返済額の減少などによって、財源不足額が減る見込みです。

#### (4) 財源不足額

46・47 ページ表9の結果から、平成34年度以降は、いずれの年度も平成33年度と比較してさらに財源不足額が増加すると予測されます。

平成34年度までは、平成29年度の61.7億円よりも少ない財源不足でしたが、平成35年度以降は平成29年度よりも多くなる見込みです。



平成30～33年度の推計で、平成33年度の実質的な財源不足額は7.7億円(P.41表6E欄)と見込んでいますので、これに各年度でさらに増加する財源不足額(表9)を加えた実質的な財源不足額は、表10C欄のとおりです。

平成34年度では、平成33年度と比較して財源不足額が8.2億円増加するため、財源不足額は15.9億円(7.7億円+8.2億円)となります。

以降、年度により増減がありますが、平成39年度には、実質的な財源不足額は20.1億円になると予測されます。

表10 平成33年度以降の実質的な財源不足額 (単位 億円)

	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
A 平成33年度の財源不足額	△ 7.7	△ 7.7	△ 7.7	△ 7.7	△ 7.7	△ 7.7	△ 7.7
B 平成34年度以降、各年度でさらに増加する財源不足額(表9 A+B欄)	0.0	△ 8.2	△ 14.8	△ 16.7	△ 19.4	△ 16.0	△ 12.4
C 実質的な財源不足額(A+B)	△ 7.7	△ 15.9	△ 22.4	△ 24.4	△ 27.1	△ 23.7	△ 20.1

※端数処理のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

## (5) 財政調整基金残高の見込み

表 11 は、平成 34 年度以降の財源不足額が前ページの表 10 のとおりとなる場合、基金残高がどのように推移するのかが示されています。

平成 34 年度は、前年度末基金残高（表 11A 欄）89.1 億円を起点として、年度末での実質的な財源不足額（取崩額）（表 11E 欄）15.9 億円を取り崩すことで、年度末基金残高（表 11F 欄）は 73.2 億円に減少し、以降、基金残高は E 欄の取崩額の分、減少していきます。

また、前年度末基金残高（表 11A 欄）と当初予算での財源不足額（取崩額）（表 11B 欄）の関係を見ると、平成 36 年度には、前年度末基金残高（表 11A 欄）50.7 億円に対し、当初予算での財源不足額（取崩額）（表 11B 欄）は 66.6 億円となり、取崩額が基金残高を上回ることが予測されます。

表 11 平成 33 年度以降の財政調整基金残高の見込み

(単位 億円)

	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
前年度末基金残高 A	96.8	89.1	73.2	50.7	26.3	△ 0.7	△ 24.4
当初予算での財源不足額(取崩額) B	△ 49.9	△ 58.1	△ 64.6	△ 66.6	△ 69.3	△ 65.9	△ 62.3
基金への積立額 C	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
予算取崩額と決算取崩額の差 D (年度末に取り崩す必要がなくなる額)	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) E=B+C+D	△ 7.7	△ 15.9	△ 22.4	△ 24.4	△ 27.1	△ 23.7	△ 20.1
年度末基金残高 F=A+E	89.1	73.2	50.7	26.3	△ 0.7	△ 24.4	△ 44.6

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

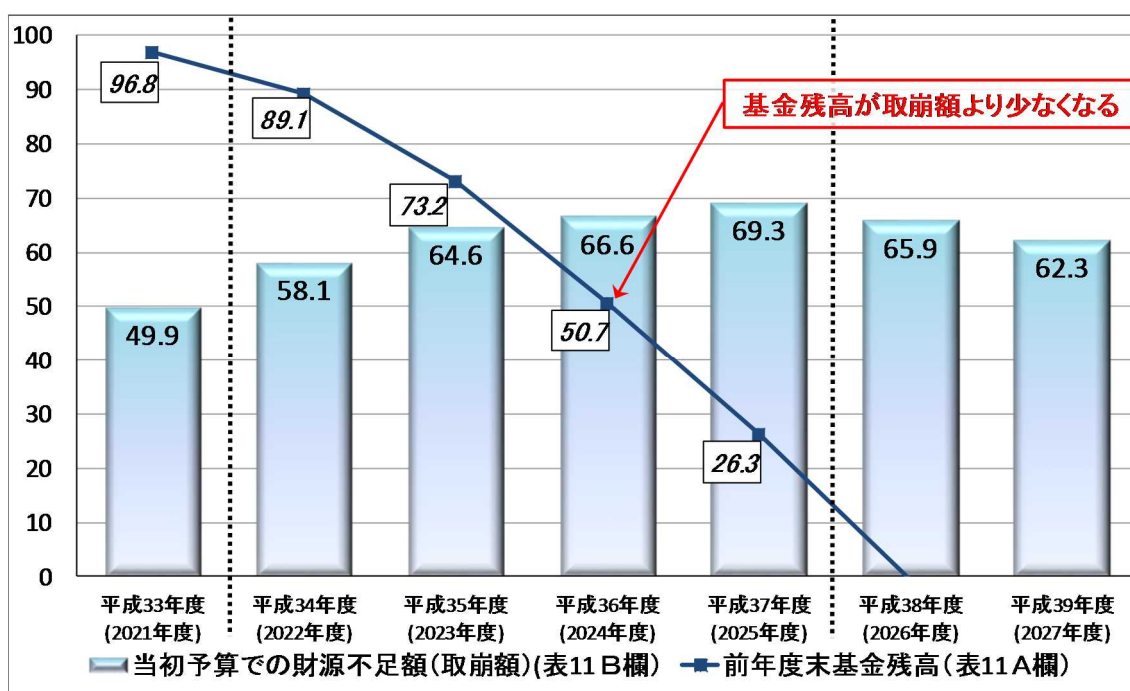
図 20 の折れ線グラフは、前年度基金残高（表 11A 欄）を、棒グラフは当初予算での財源不足額（取崩額）（表 11B 欄）をそれぞれ表したものです。

基金残高（折れ線グラフの高さ）が各年度の財源不足額（棒グラフの高さ）を上回っていれば、当初予算編成時に必要な基金残高が確保されていることになります。

しかし、平成 36 年度を見ると、基金残高（折れ線グラフ）が財源不足額（棒グラフの高さ）を下回っています。これは、当初予算の編成に必要な基金残高が不足していることを意味しています。

図 20 平成 33 年度以降の財政調整基金残高の見込み

（単位 億円）



つまり、表 11 および図 20 のとおり、平成 33 年度の状況のままでは単年度の収支バランスが改善されていないため、平成 36 年度には基金残高が枯渇してしまう恐れがあります。

## (6) さらなる事業見直しの必要性

このような事態を防ぐためには、本計画期間（平成 30～33 年度）の終了後も、財源不足額を削減するため、さらに事業の見直しに取り組み、引き続き単年度収支の改善と基金残高の確保に努めていく必要があります。

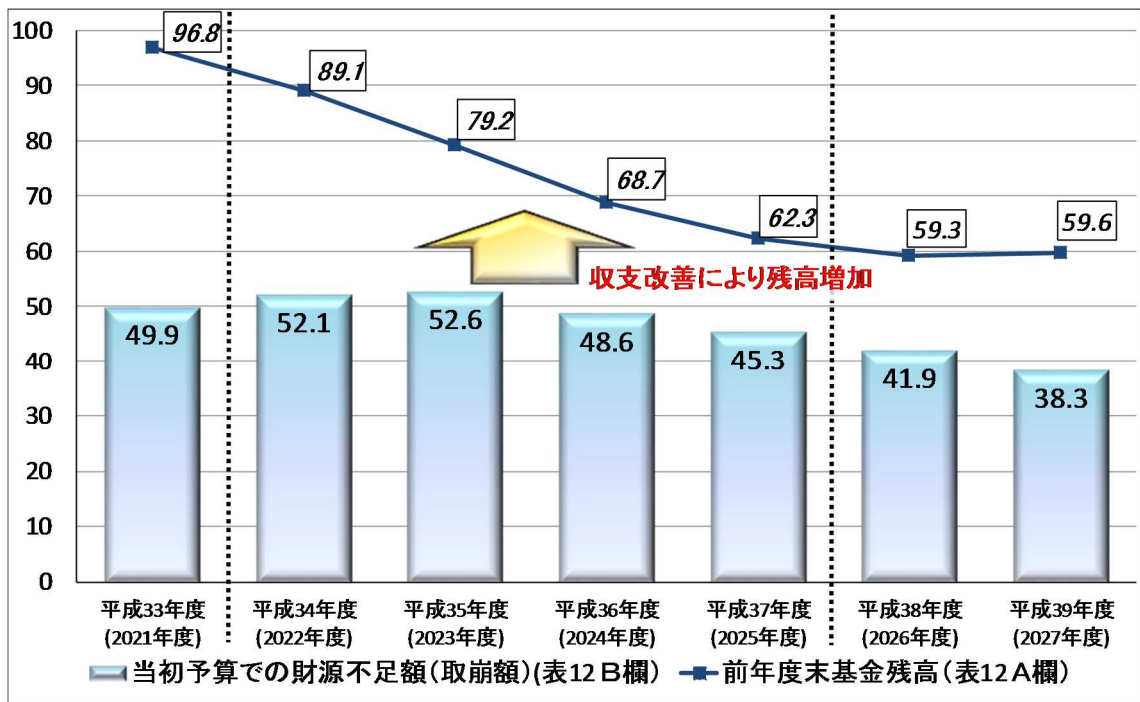
現時点ではどのような対応ができるかを定めることはできませんが、推計の点からみると、仮に本計画終了後の平成 34 年度以降の 4 年間について、毎年度 6 億円の財源不足額の削減を行うことができれば、表 12 および図 21 のとおり、収支は均衡に向かうことになります。

表 12 平成 33 年度以降の財政調整基金残高の見込み（さらに見直しを行う場合）（単位 億円）

	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)
前年度末基金残高 A	96.8	89.1	79.2	68.7	62.3	59.3	59.6
当初予算での財源不足額(取崩額) B ※さらなる見直し実施後	△ 49.9	△ 52.1	△ 52.6	△ 48.6	△ 45.3	△ 41.9	△ 38.3
基金への積立額 C	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
予算取崩額と決算取崩額の差 D (年度末に取り崩す必要がなくなる額)	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7	24.7
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) E=B+C+D	△ 7.7	△ 9.9	△ 10.4	△ 6.4	△ 3.1	0.3	3.9
年度末基金残高 F=A+E	89.1	79.2	68.7	62.3	59.3	59.6	63.4

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

図 21 平成 33 年度以降の財政調整基金残高の見込み（さらに見直しを行う場合）（単位 億円）



この場合、各年度の財源不足額（棒グラフの数値）は減少し、平成 33 年度（2021 年度）の推計値とほぼ同程度となります。

その結果、財源不足を補うための基金取崩額も減少しますので、基金残高（折れ線グラフ）も図 20 に比べて上向くことになり、いずれの年度も予算編成に必要な基金残高を確保できる見込みです。

### 3 財政運営の指標

今後4年間の財政運営は、これまで述べてきたとおり、将来の財政運営を見通したうえで、今できる最大限の施策を、できる限り速やかに実行していく方針としました。

各年度の予算編成は本計画の方針に沿って行っていますが、その時の状況が計画と異なっていれば、速やかに状況に即した対応を取る必要があります。

本項では、今後の財政運営が財政収支見通しに沿ったものとなっているか把握していくため、参考となる指標を設定します。今後、各年度の予算、決算において確認を行うこととします。

#### (1) 各年度で安定的に財政運営を行うための指標

##### ① 財政調整基金残高

＝数値の目安＝ 平成33年度末（決算）時点の財政調整基金残高 89億円

本市の財政は、毎年予算編成で財源不足が生じ、この不足分を財政調整基金から取り崩すことで補う状況となっています。今後4年間(平成30～33年度)の財政収支見通しでの推計(P.41表6B欄)でも、中長期の財政収支見通し(P.50表11B欄およびP.52表12B欄)においても当初予算時点での財源不足は毎年生じると推計しています。

今後も安定した財政運営を行っていくためには、現状では財政調整基金を活用していく必要があり、将来にわたって一定の残高を確保していかなくてはなりません。

本計画では、今後の財政収支見通しを踏まえ、本計画期間最終年の平成33年度(2021年度)末には89億円を確保していることを目安とします。

今後の財政運営にあたっては、表13に記載した各年度末の残高を目安として、財政収支見通しに沿ったものとなっているか確認していきます。

表13 年度末時点の財政調整基金残高の目安 (単位 億円)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
数値目安	(参考) 112.6	112.9	99.3	96.8	89.1

※平成29年度(2017年度)は決算見込みベース



なお、中長期（平成 34～39 年度）の財政収支見通しで推計した通り、平成 34 年度の当初予算編成時点では、財源不足額（基金取崩額）は 58.1 億円（P. 50 表 11B 欄）になると見込んでいます。

したがって、平成 33 年度末の基金残高が 58.1 億円を上回っていれば、予算編成に必要な最低限の残高が確保できていることとなります。

ただ、不測の事態に備えるための基金である財政調整基金の目的を踏まえ、残高には一定程度の余裕を持たせる必要があるため、平成 33 年度末（決算）時点の基金残高は 89 億円確保することを目安とします。

なお、平成 34 年度の取崩額 58.1 億円は、42.2 億円（取り崩す必要がなくなる額）を超えていて、基金が目減りする状況にありますので、平成 34 年度以降もさらなる行財政改革を行い、単年度収支を改善するとともに基金残高の確保に努めていく必要があります。

## ② 未利用地の売却

＝数値の目安＝ 平成 30～33 年度の 4 年間の売却額 12 億円

統合した学校の跡地など、市には今後の使用目的のない土地（未利用地）があります。この未利用地を売却することで、各年度で生じる財源不足額を圧縮し、市民サービスの財源として活用します。

本計画期間中には 12 億円の未利用地の売却を目安とします。

## (2) 後年度の財政運営を安定的に行うための指標

### ① 市債（通常債）借入額

＝数値の目安＝ 平成 30～33 年度の 4 年間の借入額 500 億円以内

毎年度の市債返済額は、過去に借り入れた市債それぞれの返済スケジュールによって増減します。

新たに市債を借り入れる場合には、既存の市債の返済額も考慮して、将来の返済が過度な負担とならないようにコントロールすることで、安定した財政運営が可能となります。

これまで本市では、新たに通常債の借り入れを行う場合は、返済する元金未満（新起債発行比率 100%未満）に抑制することとして、公債費負担の軽減を図ってきました。その結果、毎年の元金返済額（通常債）は平成 18 年度の 106 億円が平成 28 年度には 95 億円へ減少しています。

ただ、今後想定される施設の建て替えや大規模改修を行っていくためには、財源の一部を借り入れていく必要があります、これまでどおりの削減優先の考え方では限界が生じます。

仮に、将来の返済額が、現在と同水準の金額になるように借り入れを行う場合、平成 30～33 年度の 4 年間で、総額 560 億円程度まで借り入れが可能となります。

しかしこの場合、市債返済に必要な財源（市税収入などの一般財源）が減少していく見込みであることを考慮すると、たとえ返済額が同水準であっても、将来の負担は現在よりも重くなる恐れがあります。

表 14 は、将来の公債費負担の割合が現在と同水準になるように借り入れを行う場合の上限額の目安です。

公債費負担比率は、その年の市債返済額が、一般財源収入に占める割合を表した指標で、平成 28 年度決算では、14.9%となっています。

なお、平成 28 年度の数値は、一般財源収入の中に臨時的な収入である土地開発基金からの繰入金（46 億円）が含まれていますので、これを除いて算出した実質的な公債費負担比率は、15.5%となっています。

本計画では、今後の財政収支を見通し、現状の実質的な公債費負担比率の範囲内となるように借り入れをコントロールすることとします。

表 14 将来の公債費負担比率を現在と同水準にするための通常債の借入上限額（目安）（単位 億円）

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	4年間合計
通常債の借入上限額 (目安)	(参考) 88	128	165	100	107	500

※平成29年度(2017年度)は当初予算額

※平成30年度(2018年度)当初予算での借入額は128億円

表 15 は、表 14 に示した目安額まで借入を行った場合、各年度の新規債発行比率がどのようになるかを示した表です。

新規債発行比率は、市債（通常債）借入額と通常債（元金）返済額の比率で、この比率が 100%未満であれば、将来返済する残高は減少し、逆に 100%を超える場合には増加します。

ごみ処理施設の建設や中学校完全給食関連施設の建設など大規模な施設整備の財源として、これまでより市債借入を増加させるため、市債残高は増加することになりますが、将来の負担については、歳入面も考慮したうえで、現在と同水準以下にできる見込みです。

表 15 【参考】新規債発行比率の見込み

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
新規債発行比率	90.9%	126.5%	160.7%	101.1%	122.8%

※平成29年度(2017年度)は当初予算

### (3) 財政の健全度を確認するための指標

以下に記述する3つの財政指標は、市の歳入に対する歳出の割合を示す指標です。それぞれの指標に本市財政の健全度を判断する上での目安を設定し、今後の推移を確認していくこととします。

なお、これらの指標には、景気の動向や国の制度改正によって大きく変動する歳入の影響により、その数値が大きく変動する側面があります。例えば、事業の見直しを行って歳出を削減しても、歳入が大きく減少すれば指標は改善されないことがあります。

このことを念頭におきながら、本市財政の健全度をチェックするための参考として活用していきます。

#### ① 経常収支比率

＝数値の目安＝ 平成33年度決算数値 99.9%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年経常にかかる経費のうち、使い道の自由な収入を使って支払う経費}}{\text{毎年経常的に収入される使い道の自由な収入}} \times 100$$

経常収支比率とは、市税のように毎年経常的に収入される使い道の自由な収入を、人件費や社会保障費のように毎年経常にかかる経費にどのくらい使っているかを示す指標です。

全体の収入に限りがある中で、経常にかかる経費が増加していくと経常収支比率も上昇していくこととなりますので、財政の硬直度を表す指標として活用します。

経常的な経費は社会保障費の増加に伴い増えることが予測されますが、「事務事業等の総点検」などで分子となる経費を削減するとともに、新たな財源の獲得や未収債権の回収などにより分母となる収入を増加させることで改善を図ります。

本計画では、平成33年度の決算時点で99.9%以下に抑制することを目安とします。

表16 【参考】経常収支比率の推移（決算）

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
実績	96.0%	96.0%	97.2%	96.1%	100.1%

## ② 総人件費比率

＝数値の目安＝ 平成33年度決算数値 30.0%以下

$$\text{総人件費比率} = \frac{\text{総人件費}^*}{\text{基幹的な歳入（市税＋各種交付金＋地方交付税等）}} \times 100$$

総人件費比率は、本市で働く正規職員、非常勤職員および臨時職員に支払う人件費（退職手当を除く）が、基幹的な歳入（市税、各種交付金および地方交付税等）に占める割合を表します。

正規職員だけでなく、非常勤職員や臨時職員も含めた市全体の人件費（総人件費）の透明化を図り、「人」にかかっているコストの把握、適正化に努めていきます。

なお、この指標は、算定の元となる給与、報酬、賃金の水準や、基幹的な歳入（市税、各種交付金および地方交付税等）が、制度改正の影響を受けやすい面もあります。

また、平成29年度以降は三浦市との消防広域化に伴い、人件費の増加が見込まれます。

このような状況の中でも、業務の効率化、事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等により、人件費の抑制を行う一方、社会経済の動向、市民ニーズの変化など、新たな行政需要の増加に対し適切に職員を配置し、人件費の適正化に努めます。

本計画では、平成33年度決算時点で30.0%以下とすることを目安とします。

表17 【参考】総人件費比率の推移（決算）

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
実績	28.6%	28.0%	28.3%	28.5%	29.7%

※総人件費＝退職手当を除く正規職員給与費＋非常勤職員報酬＋臨時職員賃金＋社会保険料

※第2次財政基本計画での総人件費比率は、市税、地方交付税および臨時財政対策債を分母としていましたが、本計画ではこれに地方消費税交付金等を加えた基幹的な歳入を分母とします。

### ③ 公債費負担比率

＝数値の目安＝ 平成 33 年度決算数値 16.0%以下

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{市債の返済額（一般財源）}}{\text{一般財源収入}} \times 100$$

その年の市債の返済額が、一般財源収入に占める割合を表します。

収入に占める返済の負担割合が高くなると、公債費負担比率は上昇します。これは自由に使えるお金のうち、借金返済に充てる割合が増加していることを意味しています。

財政収支見通しに沿った市債の借り入れを行うことで、後年度の公債費負担が大幅に増えることのないようにコントロールし、本計画では、平成 33 年度決算時点で 16.0%以下となることを目安とします。

表 18 は、直近 5 年間の公債費負担比率の推移です。

平成 28 年度には一般財源収入に算入される一時的な収入（土地開発基金からの繰入金 46 億円）があったことで、数値が大きく改善しています。

仮にこの収入がなかったものとして計算した実質的な公債費負担比率は 15.5%となります。

また、今後の推計では、臨時財政対策債の借入額増加に伴い、その返済額も増える見込みです。

このことも踏まえ、市債返済のための負担が、近年の水準と同程度になるように借入をコントロールしていきます。

表 18 【参考】公債費負担比率の推移（決算）

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
実績	16.3%	16.0%	16.2%	15.4%	14.9% (15.5%)

※ 平成28年度(2016年度) の( )内は、土地開発基金からの繰入金(46億円)を除いて算出した実質的な公債費負担比率

## 終章

第3次財政基本計画は、これまで2期にわたる財政基本計画とは考え方を転換し、必要な施策を実行していくために、どのように財政を運営していくか、どのようにして財源を捻出していくかという視点で策定しました。

第1章でみたとおり、本市の財政は、市税や地方交付税等などの基幹的な歳入の減少と、高齢化の進展等による社会保障費の増加によって、単年度の収支不足が解消できない状況にあります。

平成23年度以降は、これまでの財政基本計画に定めた取り組みや、地方交付税等の増加などにより、収支不足は縮小してきていたものの、平成25年度以降は国保会計の財源不足に対する繰出金の増額などで、収支不足は再び拡大に転じています。

平成27年度には市税および地方交付税収入が増加したことにより、決算の段階では一時的に収支不足が解消しましたが、平成28年度の収支は再び悪化しています。

本計画では、まずは横須賀再興プラン（横須賀市実施計画2018～2021）事業に対して重点的に予算を配分することとし、必要な財源確保のための取り組みを行うこととして、できる限り客観的なデータに基づいて推計を行いました。

この結果、平成33年度（2021年度）までの今後4年間については、単年度収支の一定程度の改善と平成34年度（2022年度）の予算編成に必要な基金残高の確保ができる見通しです。この間、再興プランに位置付けた事業に財源を重点配分し、本市の活性化を図っていきます。

ただ、単年度収支は完全な均衡には至らないこと、また、人口推計によれば、生産年齢人口の減少と75歳以上の老年人口の増加が当面続いていき、これによる市税収入の減少と社会保障費の増加が進んでいくことが予測されます。

このため、財政収支見通しのおおりに進んだとしても、平成36年度（2024年度）以降には基金が枯渇して（残高がマイナスとなって）しまう可能性が見込まれます。

したがって、本計画の期間が終了した後も、単年度の収支バランスを改善するための新たな取り組みが必要となります。

景気の先行きを見通すことは難しく、景気の変動による市税収入への影響は定かではありません。

また、今後、国は消費税率の引き上げ、幼児教育の無償化といった大きな制度改正を検討していて、現時点でその改正に伴う財政的な影響を正確に見込むことは困難です。

社会情勢の変動や国の制度改正などにより、将来の財政予測が大きく変動する際には、本計画の期間中であっても柔軟な対応を図っていきます。

また、平成 34 年度（2022 年度）以降も新たな財政基本計画を策定し、今回定めた運営方針についての検証と終了時点での財政推計を行い、今後の財政運営の方針と財政収支見通しおよび指標を改めて設定して取り組んでいきます。



# 資料編

# I 「第1章 現在の財政状況」に関する資料

資料1 歳出決算額（性質別）の推移（P3 図1、P4 図2）

（単位：百万円）

	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
社会保障費	21,512	23,634	25,661	27,424	29,398	30,391	31,485	33,926	39,524	41,299	42,561	45,199	46,390	48,056	48,946
他会計繰出し (社会保障系)	6,624	7,076	7,655	8,744	9,408	9,098	9,427	9,862	10,242	10,584	11,787	13,955	14,381	14,881	14,873
扶助費	14,888	16,558	18,006	18,680	19,989	21,292	22,059	24,065	29,282	30,715	30,774	31,244	32,009	33,175	34,073
人件費	31,761	30,571	30,178	30,004	30,154	30,975	28,956	28,374	29,331	27,910	28,326	26,752	27,198	27,656	27,839
投資的経費	23,937	14,188	15,807	17,913	12,757	11,917	10,762	10,015	9,787	12,632	11,811	12,028	12,571	11,294	9,315
公債費	16,913	16,901	16,479	18,008	16,432	16,453	16,366	16,929	16,955	16,477	16,595	16,729	16,961	15,913	15,929
物件費	20,326	20,569	20,787	21,051	20,245	20,121	20,209	20,802	20,174	20,870	20,796	20,259	20,820	21,676	21,744
補助費等	20,660	22,349	22,502	21,265	17,085	18,771	20,520	21,925	19,806	19,190	16,771	16,034	16,311	15,837	15,137
補助費等	7,469	8,124	15,838	15,956	11,780	13,571	12,337	13,260	12,772	11,713	11,591	11,444	12,071	11,399	10,907
積立金	248	232	416	78	145	84	2,761	1,054	787	2,941	660	596	490	898	798
その他	12,942	13,993	6,249	5,232	5,160	5,116	5,422	7,611	6,247	4,536	4,520	3,994	3,750	3,541	3,432
歳出合計	135,109	128,211	131,415	135,665	126,071	128,627	128,298	131,971	135,576	138,378	136,860	137,001	140,251	140,431	138,910

※平成14年度は、借換債3,791百万円を除く。

※平成21年度は、定額給付金に係る経費6,896百万円を除く。

※平成26年度は、臨時福祉給付金に係る経費944百万円および子育て世帯臨時特例給付金に係る経費473百万円を除く。

※平成27年度は、臨時福祉給付金に係る経費625百万円および子育て世帯臨時特例給付金に係る経費159百万円を除く。

※平成28年度は、臨時福祉給付金に係る経費1,731百万円および土地開発基金の廃止に伴う償還金、積立金にかかる経費4,207百万円を除く。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料2 社会保障費の推移（普通会計）（P6 図3、P8 図4）

（単位：百万円）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
社会保障費(法定費用)	25,230	30,966	32,590	33,205	33,998	35,026	35,526	37,817
生活保護費	7,521	8,183	8,621	9,090	9,147	9,210	9,150	9,205
高齢者福祉費	5,428	5,789	6,085	6,489	6,945	7,213	7,302	7,540
障害者福祉費	3,346	3,779	4,106	4,657	4,957	5,315	5,621	5,959
児童福祉費(児童手当除く)	5,109	5,290	5,473	5,533	5,625	5,844	5,619	7,469
児童手当	2,621	6,627	6,996	6,108	5,889	5,773	5,615	5,462
国保会計への繰出金	1,186	1,276	1,291	1,308	1,415	1,644	2,163	2,120
その他	18	22	18	20	18	27	55	62
社会保障費(法定外費用)	8,046	8,049	8,268	8,935	10,690	10,807	11,897	10,553
生活保護費							2	2
高齢者福祉費	1,755	1,808	1,966	2,013	1,974	2,026	2,177	2,303
障害者福祉費	2,523	2,541	2,642	2,516	2,545	2,595	2,588	2,501
児童福祉費(児童手当除く)	1,441	1,442	1,529	1,590	1,715	1,866	3,083	2,045
児童手当								
国保繰出金	1,879	1,779	1,644	2,309	3,930	3,804	3,547	3,218
その他	448	479	486	506	526	517	501	483
社会保障費 合計	33,276	39,015	40,857	42,140	44,688	45,833	47,423	48,370
生活保護費	7,521	8,183	8,621	9,090	9,147	9,210	9,152	9,207
高齢者福祉費	7,183	7,597	8,051	8,502	8,919	9,238	9,480	9,843
障害者福祉費	5,868	6,320	6,747	7,173	7,502	7,910	8,209	8,460
児童福祉費(児童手当除く)	6,550	6,732	7,002	7,123	7,340	7,711	8,701	9,514
児童手当	2,621	6,627	6,996	6,108	5,889	5,773	5,615	5,462
国保繰出金	3,066	3,055	2,935	3,617	5,346	5,448	5,710	5,338
その他	465	501	504	526	544	544	557	546

※法定費用は、扶助費のうち国が地方と共同責任をもつ国庫負担金事業分と、他会計繰出しのうち法定繰出金の合計額

※法定外費用は、全体から法定費用を除いた額

※平成26年度は臨時福祉給付金(769百万円)および子育て世帯臨時特例給付金(422百万円)、平成27年度は臨時福祉給付金(401百万円)および子育て世帯臨時特例給付金(137百万円)、平成28年度は臨時福祉給付金(1,428百万円)に係る経費をそれぞれ除く。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料3 歳入決算額の推移 (P9 図5、P14 図8、P15 図9)

(単位：百万円)

	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
①市税	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120	63,560	62,706	62,045	60,721	60,802	61,243	60,473
②地方交付税等	18,929	19,696	16,137	15,239	14,722	12,978	12,701	15,123	19,034	20,108	21,381	22,106	22,305	19,971	18,776
地方交付税	13,053	12,650	11,090	8,064	11,177	6,288	9,688	9,988	12,210	13,143	13,435	13,485	13,512	12,925	11,960
臨時財政対策債	3,905	7,046	5,047	3,874	3,545	3,217	3,013	4,676	6,824	6,965	7,946	8,621	8,794	7,046	5,997
減収補てん債	1,971	0	0	3,300	0	3,473	0	459	0	0	0	0	0	0	819
③地方譲与税、 各種交付金等	5,482	5,843	7,095	7,814	9,679	6,461	5,648	5,496	5,374	5,137	5,089	5,467	6,115	9,085	7,868
④地方特例交付金	2,542	2,378	2,280	2,569	1,584	308	852	777	765	753	346	331	308	276	277
⑤減収補てん債	931	1,630	1,672	1,297	585	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥基幹的な歳入 合計 (①+②+③+④+⑤)	95,355	93,846	93,492	90,005	91,057	86,131	86,801	86,516	88,734	88,704	88,860	88,625	89,530	90,576	87,394
⑦国庫支出金	11,862	12,285	12,610	14,003	11,178	11,312	13,140	14,832	19,197	20,334	20,078	19,975	20,069	21,571	20,615
⑧県支出金	2,682	3,259	2,718	3,257	3,522	4,602	5,176	5,298	5,701	6,425	5,789	5,773	6,355	6,803	7,373
⑨市債(通常債)	11,115	3,866	6,486	8,522	6,007	7,992	6,443	6,509	6,687	7,975	7,757	7,160	8,355	8,151	6,187
⑩国庫支出金・通常債 合計 (⑦+⑧+⑨)	25,660	19,409	21,813	25,782	20,707	23,905	24,758	26,638	31,585	34,734	33,624	32,907	34,779	36,525	34,175
⑪財政調整基金等繰入金	1,787	2,899	3,769	8,521	2,459	4,600	2,587	1,604	1,027	1,130	1,938	2,129	3,404	0	3,832
⑫その他	17,502	18,979	18,321	16,493	16,697	17,392	18,291	20,847	18,218	17,925	16,122	17,581	16,267	16,943	16,320
⑬その他の歳入 合計 (⑪+⑫)	19,289	21,878	22,090	25,014	19,156	21,992	20,878	22,451	19,244	19,055	18,061	19,711	19,671	16,943	20,152
歳入合計 (⑥+⑬+⑩)	140,303	135,133	137,395	140,801	130,920	132,029	132,437	135,605	139,563	142,493	140,545	141,243	143,980	144,044	141,722

※平成14年度の市債(通常債)は、借換債3,791百万円を除く。

※平成26年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金(993百万円)および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫支出金(475百万円)を除く。

※平成27年度は臨時福祉給付金に係る国庫支出金(584百万円)および子育て世帯臨時特例給付金に係る国庫支出金(160百万円)を除く。

※平成28年度は、臨時福祉給付金に係る国庫支出金(1,731百万円)および土地開発基金の廃止に伴う繰入金(4,638百万円)をそれぞれ除く。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料4 市税収入額の推移（P11 図6、P12 図7）

（単位：百万円）

	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
普通税	59,164	56,894	59,059	55,906	57,833	59,763	60,955	58,576	57,009	56,139	55,727	54,405	54,472	54,943	54,106
個人市民税	22,351	21,187	20,313	20,633	22,444	26,834	26,861	26,207	24,337	23,578	24,172	23,849	23,442	23,285	23,309
法人市民税	5,681	5,506	8,642	5,530	7,290	4,841	6,299	4,924	5,010	5,000	5,151	3,774	4,436	5,300	4,184
固定資産税	28,035	26,940	26,901	26,711	25,025	25,003	24,848	24,614	24,547	24,354	23,237	23,238	23,262	23,060	23,274
市たばこ税	2,645	2,705	2,802	2,710	2,758	2,741	2,607	2,471	2,526	2,834	2,792	3,070	2,950	2,904	2,837
その他、軽自動車税等	452	556	402	322	317	344	340	360	589	372	375	474	382	393	501
法定目的税	8,306	7,406	7,250	7,180	6,653	6,621	6,645	6,544	6,551	6,567	6,318	6,316	6,331	6,300	6,367
事業所税	2,361	1,786	1,714	1,740	1,718	1,681	1,677	1,621	1,637	1,648	1,642	1,615	1,600	1,616	1,625
都市計画税	5,945	5,620	5,536	5,440	4,935	4,941	4,968	4,923	4,914	4,919	4,676	4,701	4,731	4,685	4,743
市税合計	67,470	64,299	66,309	63,086	64,486	66,385	67,601	65,120	63,560	62,706	62,045	60,721	60,802	61,243	60,473

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料5 市債年度別借入額・元金償還額（P20 図12、P21 図13）

（単位：百万円）

		H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
通常債	借入額 (A)	9,297	3,866	6,486	8,522	6,007	7,992	6,443	6,509	6,687	7,975	7,757	7,160	8,355	8,151	6,187
	元金償還額 (B)	9,954	10,281	10,755	10,622	10,597	11,016	9,866	10,130	9,934	9,436	9,553	9,570	9,678	9,641	9,497
	借入額－元金償還額 (A－B)	△ 657	△ 6,415	△ 4,269	△ 2,100	△ 4,590	△ 3,024	△ 3,424	△ 3,621	△ 3,247	△ 1,461	△ 1,796	△ 2,410	△ 1,323	△ 1,491	△ 3,310
臨時財政対策債	借入額 (A)	6,807	8,676	6,718	8,472	4,131	6,689	3,013	5,135	6,824	6,965	7,946	8,621	8,794	7,046	6,816
	元金償還額 (B)	1,156	1,237	1,325	1,681	2,103	2,647	3,115	3,574	3,983	4,305	4,527	4,833	5,161	4,351	4,809
	借入額－元金償還額 (A－B)	5,651	7,439	5,393	6,790	2,027	4,042	△ 102	1,561	2,841	2,661	3,419	3,788	3,633	2,695	2,007

※平成14年度では、償還期限が到来する市債を一旦返済して、引き続き同額を借り入れる制度である借換債（3,791百万円）の借入と償還、および、国が地方自治体に一旦市債として借りさせておいて、後年度に償還額を国庫補助金として交付する制度である特定資金公共事業債（1,818百万円）の借入を除く。

※平成15～18年度の各年度の通常債償還額（元金）には、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（200百万円）を除く。

※平成17年度では、平成14年度に借り入れた特定資金公共事業債（1,818百万円）の償還を除く。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

資料6 市債残高の推移（P22 図14、P23 図15）

（単位：百万円）

	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
一般会計	168,688	169,712	170,835	173,707	171,144	172,962	169,436	167,376	166,970	168,170	169,792	171,170	173,480	174,684	173,381
通常債	138,453	132,039	127,769	123,851	119,261	117,037	113,613	109,992	106,745	105,284	103,487	101,077	99,754	98,263	94,953
臨時財政対策債等	30,234	37,673	43,066	49,856	51,883	55,925	55,823	57,384	60,225	62,886	66,305	70,093	73,726	76,421	78,427
特別会計	36	548	601	650	716	776	808	841	879	929	1,082	1,082	1,052	965	805
母子寡婦福祉資金 貸付事業債	36	548	601	650	716	776	808	841	879	929	932	932	932	875	745
国民健康保険費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	150	120	90	60
企業会計	177,224	168,574	160,678	155,482	151,923	145,941	140,805	139,668	135,165	131,332	126,903	123,156	120,297	116,493	112,609
水道事業	39,482	37,233	34,681	32,932	30,743	28,695	25,456	24,467	23,106	22,220	21,274	20,041	19,428	19,121	19,200
下水道事業	122,458	119,519	115,733	111,419	109,151	107,848	106,309	103,483	100,975	99,107	96,624	94,690	92,899	90,349	87,388
病院事業	5,452	6,767	6,941	8,581	9,583	9,398	9,039	11,719	11,083	10,005	9,004	8,425	7,969	7,023	6,021
臨海土地造成事業	9,831	5,055	3,323	2,550	2,446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	345,948	338,833	332,115	329,838	323,783	319,678	311,049	307,886	303,014	300,431	297,777	295,408	294,829	292,142	286,794

※平成15～18年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（200百万円）を除く。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

## Ⅱ 「第3章 財政収支見通し」の推計条件

### 1 今後4年間（平成30～33年度）の財政収支見通し（42～45ページ）

第2章で定めた財政運営の方針に従い、事業を行っていくものとし、社会情勢の変動は考慮していません。また、国の制度改革はすでに決定済みのもののみ加味しています。

なお、今後予定されている消費税率の引き上げ（8%→10%）による影響額については、年度間の比較を分かりやすくするため、歳入・歳出（地方消費税交付金の増加、法人市民税の減少および地方交付税の増加と歳出の増加など）が理論上均衡するものとし、推計に算入していません。

#### （1）歳出の主な項目の推計条件

##### ① 人件費

###### ア 退職手当以外

- ・平成31年度以降の職員数は、平成30年度と同数で見込み、職員の年齢構成や昇給状況、採用状況（新規、再任用職員の採用数）等は影響しないものと見込みました。
- ・市が実施する市長および市議会議員の選挙費用を見込みました。
- ・第3次横須賀市行政改革プランによる内部管理経費の削減を見込みました。

###### イ 退職手当

- ・職員の年齢層から定年退職分を見込み、普通退職分は平成30年度と同程度として算出しました。

##### ② 扶助費

- ・生活保護や障害者福祉、児童手当などの扶助費は、個別に過去からの伸び率や人口推計の伸び率を乗じて推計しました。
- ・人口推計は、平成26年5月時点（横須賀市都市政策研究所）の将来推計に基づいています。



### ③ 公債費

#### ア 通常債

- ・平成 29 年度までに借り入れた市債の償還額に加え、平成 30～33 年度では、ごみ処理施設の建設や中学校完全給食関連施設の整備など臨時的に実施する事業に伴う借入額を見込み、その他道路や学校の改修など経常的に実施する事業に伴う借入額を、平成 30 年度予算と同額として償還額を見込みました。

#### イ 臨時財政対策債

- ・平成 29 年度までに借り入れた市債の償還額に加え、平成 30～33 年度では、各年度、発行可能額（借入可能額）を全額借り入れるものとして償還額を見込みました。

### ④ 投資的経費（普通建設事業）・維持補修費・物件費等

- ・施設などの整備更新、基幹系システムや教育用コンピューターなどの機器更改、市単独選挙など、増減要素のあるものは個別にその事業費を推計しました。
- ・その他の事業については平成 30 年度当初予算と同額を見込みました。

### ⑤ 他会計への繰出し（社会保障系）

- ・介護保険費は、75 歳以上の人口増に伴う給付費の増を見込みました。
- ・後期高齢者医療費は、75 歳以上の人口増に伴う医療費の増を見込みました。
- ・国民健康保険費は、法定外繰出金のうち財源不足補てん分を平成 30 年度の見直しに伴い全額削減したことを踏まえ推計し、法定繰出金は、平成 30 年度予算を基準とし、事務費などの増減を見込みました。

### ⑥ 他会計への繰出し（その他）

- ・繰出し対象のうち、企業債（企業会計で発行する市債）償還額については、すでに借り入れた企業債の償還額に加え、新たに借り入れる企業債として、下水道事業会計では建設改良費を平成 30～33 年度の平均値に基づいて、その所要額を借り入れるものと見込み、その償還額を計上しました。また、病院事業会計では医療機器の更新に伴う借入額をこれまでと同額と見込み、その償還額を計上しました。
- ・汚水処理経費に対する繰出金は平成 30 年度と同じ 22%で計算しています。

- ・その他の項目については、平成 30 年度当初予算と同額を見込みました。

## (2) 歳入の主な項目の推計条件

### ① 市税

#### ア 個人市民税

- ・平成 30 年度当初予算を基準とし、下記の税制改正による影響を見込みました。
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者の年収が引き上げられることで控除対象者が増加すると想定し、平成 31 年度からの減収を見込みました。  
(平成 29 年度税制改正)
- ・給与所得控除が見直されることなどにより、平成 33 年度からの増収を見込みました。(平成 30 年度税制改正)

#### イ 法人市民税

- ・法人税割（法人の利益に対する税）は景気による影響が大きく、個別企業の予測は困難であるため、平成 30 年度当初予算を基準としました。

#### ウ 固定資産税・都市計画税

- ・平成 30 年度当初予算を基準とし、3 年に 1 回実施する評価替を考慮して推計しました。
- ・平成 31 年度は平成 22、25、28 年度の対前年度伸び率平均、平成 32 年度は平成 23、26、29 年度の対前年度伸び率平均、平成 33 年度は平成 21、24、27 年度の対前年度伸び率平均から推計しました。

#### エ 市たばこ税

- ・売上本数は、平成 30 年度当初予算を基準とし、平成 31 年度以降は平成 27～29 年度の対前年度比率平均を用いて推計しました。また、税率は平成 30 年度税制改正により、平成 32 年度および 33 年度に、1 本あたり国・地方合わせて 1 円引上げとなることを加味し推計しました。

#### オ その他の税

- ・軽自動車税や事業所税などは平成 30 年度予算と同額で見込みました。

## ② 地方譲与税・各種交付金等

- ・地方譲与税および利子割交付金や配当割交付金などの各種交付金は平成 30 年度予算と同額で見込みました。

## ③ 地方交付税（普通交付税・特別交付税）および臨時財政対策債

- ・平成 30 年度については、平成 29 年度交付決定額を基準に、平成 30 年度 地方財政対策、地方財政計画に示される全国的な伸び率や、市税の増減、臨時財政対策債等の償還費など本市独自の状況を勘案して見込みました。
- ・平成 31 年度以降は、平成 30 年度交付見込額を基準に、市税の増減や臨時財政対策債等の償還費のほか、社会保障費の増加を勘案して見込みました。
- ・地方自治体の個別事情や災害など特別な需要について交付される特別交付税は、各年度の状況に応じた交付となることから予測が困難であるため、平成 30 年度予算と同額としました。

## ④ 国・県支出金、分担金・負担金

- ・扶助費、普通建設事業など事業費に伴う収入については、歳出の個別事業推計に合わせて増減を見込みました。
- ・防衛省から交付される再編交付金は平成 34 年度までの時限措置であり、当初から予定されている金額を見込みました。また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、平成 30 年度予算と同額で見込みました。

## ⑤ 財産収入

- ・現在予定している未利用地の売却を見込みました。

## ⑥ 市債

### ア 通常債

- ・ごみ処理施設の建設や中学校完全給食関連施設の整備など臨時的に実施する事業に伴う借入額は、その必要額を見込み、その他道路や学校の改修など経常的に実施する事業に伴う借入額は、平成 30 年度予算と同額で見込みました。

### イ 臨時財政対策債等

- ・各年度、発行可能額（借入可能額）を全額借り入れるものとして見込みました。

## 2 中長期（平成 34～39 年度）の財政収支見通し（46・47 ページ）

平成 34 年度以降、平成 33 年度の推計値と比較して財政負担の増減が見込まれる要素を抽出しました。

「1 今後 4 年間（平成 30～33 年度）の財政収支見通し」と同様、事業の見直しや制度改正が行われないものとしています。

社会情勢の変動は考慮していません。また、国の制度改正はすでに決定済みのもののみ加味しています。

### (1) A 平成 34 年度以降、負担額が増加する要素

#### 1 公債費（通常債）

平成 29 年度までに借り入れた市債の償還額に加え、71 ページ（1）③アと同様、平成 34～39 年度では、平成 34 年度以降も継続する市街地再開発や市営住宅の建替えなど、臨時的に実施する事業に伴う借入額を見込み、その他道路や学校の改修など経常的に実施する事業に伴う借入額は、平成 30 年度予算と同額で借り入れたものとして償還額を見込みました。

#### 2 障害者福祉費、3 生活保護費

70 ページの（1）②で見込んだ推移で、引き続き増加するものと見込みました。

どちらも経費のうち国庫支出金・県支出金を除く一般財源の増加額です。

#### 4 給食扶助費

中学校完全給食の実施に伴い、準要保護世帯等に支給している給食扶助費が増額となるため、その経費を見込みました。

#### 5 システムその他機器更改経費

機器や OS などのメーカー保守（サポート）期間満了による更新を見込みました。

#### 6 中学校完全給食に要する経費

平成 33 年度中の開始が予定される中学校完全給食に要する経費については、平成 33 年度に完了する給食センターへの食器・食缶などの準備経費の減および平成 34 年度以降、通年化する給食センター運営費の増を見込みました。

## 7 介護保険特別会計に対する繰出金

71 ページ(1)⑤と同様、75歳以上の人口増に比例して、介護保険にかかる市の負担額が増加するものと見込みました。

なお、平成34年度以降の新たな施設整備は加味していません。

## 8 後期高齢者医療費 負担金

71 ページ(1)⑤と同様、75歳以上の人口増に伴う医療費の増を見込みました。

## 9 国保会計および後期高齢者医療特別会計に対する繰出金

国保会計に対する繰出金は、71 ページ(1)⑤と同様の増減要素に加え、システム関連機器やOSなどの更新経費を見込みました。

また、後期高齢者医療特別会計における後期高齢者に対する保険料軽減分を補てんする繰出金は、前年度の伸び率から増加を見込みました。

## 10 下水道事業に対する繰出金

「資本費平準化債」は発行が可能と見込まれる平成36年度まで借入限度額を見込んでいます。また、建設などに係る企業債は、一般会計で負担することとなる償還費の増減を見込んでいます。

## 11 特定目的基金残高減少による一般財源負担

一部の事業では、特定の目的のために積み立てている基金から財源を取り崩して実施していますが、基金残高が漸減し、平成39年度までに枯渇することが見込まれる基金があるため、基金残高の減少に合わせて、一般財源負担額が増加することを見込みました。

## 12 再編交付金の交付額減少による一般財源負担

再編交付金は、平成34年度までの時限措置であることから、その後の支出は一般財源で負担することになります。また、再編交付金の一部を積み立てている再編関連特別事業基金については、残高が減少していきますので、それに合わせて一般財源負担額が増加することを見込みました。

## (2) B 平成 34 年度以降、負担額が減少する要素

### 1 市税

電力事業者による新たな設備投資に伴う固定資産税の増加を見込みました。なお、増加額には固定資産税の増収に伴う地方交付税の減少を加味して算出しました。

### 2 地方交付税

73 ページの (2) ③で見込んだ推移のうち、社会保障費の増加に対応する部分は、引き続き一定程度補てんされるものと見込みました。

### 3 人件費（退職手当）

平成 30～33 年度の定年退職者数の見込みが平均 92 人であるのに比べ、平成 34 年度以降の 6 年間では平均 95 人の退職者数が見込まれます。

### 4 児童福祉費

児童手当や児童扶養手当は、過去からの伸び率や人口推計の伸び率を乗じて見込みました。

### 5 市単独選挙（市長選挙、市議会議員選挙）

市が実施する市長および市議会議員の選挙費用を見込みました。

### 6 病院事業会計に対する繰出金

改修工事等の際に借り入れた企業債の償還終了に伴い、元金償還額が減少するため、繰出金の減少を見込みました。



第3次横須賀市財政基本計画  
～財政状況と今後の財政収支見通し～  
平成30年（2018年）2月発行

お問い合わせ先

横須賀市役所財政部財政課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046 (822) 8163 F A X 046 (822) 7795

E-mail : fi-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp